

議事日程第2号

平成28年3月9日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

町長の施政方針に対する質問（1番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 寺 本 公 行
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 亀 井 孝 年	企 画 課 長 各 務 元 規
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 可 児 英 治	重 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 大 鋸 敏 男
保 険 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 須 田 和 男
会 計 管 理 者 水 野 嘉 博	生 涯 学 習 課 長 若 尾 宗 久

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文	議会事務局 書 記 金 子 文 仁
----------------	----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、建設課長 筒井幹次君より、他の公務のため、本日、欠席したいとの申し出がありました。また、亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君も、他の公務のため、10時30分になりましたら退席したいとの申し出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、それぞれ受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

8番 柳生千明君。

8番（柳生千明君）

おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回は、次世代に引き継ぐための環境教育推進ということで質問させていただきます。

御嵩町では、これまで活力ある環境に優しい町を目指して、町の特色を生かした環境対策を進め、平成25年3月15日、岐阜県唯一の環境モデル都市に選定されました。こうした施策として、御嵩町が目指す環境モデル都市像として5つの取り組み方針を示されました。1つ、森林再生、2つ、公共交通の再生と次世代自動車への転換、3つ、家庭・事業所での削減活動、4. 分散型エネルギーへのシフト、5. 人づくり・場づくりの推進。

平成26年度から本格的に取り組み始めた本町の環境モデル都市行動計画での森林再生、人づくり・場づくりにおいて、体験型環境教育の拠点づくりを推進され、昨年、町内在学の中学生6名を対象に、北海道下川町に体験学習の生徒が派遣されました。参加した生徒たちは、御嵩町と下川町の環境、森林規模の違いに驚いたと感想を抱いた生徒もいました。その後、生徒たちはこの体験型研修で森林の現状や役割を知り、これからの御嵩町の森林に関心を持たれたと思われまふ。しかし、派遣先の下川町で生徒が体験できた一部分ではありますが、我が町でも体験学習できる環境の場所が所在しております。青少年育成健全部会が実施しておりますみたく発見ウオーキングでは、3年間、毎年3月と11月に親子同伴で、谷山の水土里隊の拠点を基地にして、森の観察、体験学習を実施しております。

今年度も北海道に生徒を派遣する計画があるとしていますが、参加した生徒たちの課題提案ではありますが、小学生や中学生のうちから木に親しむ環境づくりをすることにより、森林に対する感じ方や考え方が変わると言っています。

先月、2月21日に開催されました環境フェアでは、研修をしてきた生徒たちによる体験発表や、屋外では木工教室が行われ、多くの子供たちが親子参加していました。現に伏見小学校においては、いち早くこうした教育に取り組んでおります。これからの学校教育として、小・中学校においてどのような体験型環境教育を取り入れていくのか、教育長のほうにお伺いしたいと思ひますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

柳生議員の御質問、これからの学校教育として、小・中学校においてどのような体験型環境教育を取り入れていくのかについてお答えいたします。

初めに、御嵩町の小・中学校の環境教育の重点についてお話しいたします。

御嵩町教育委員会は、平成9年、10年の2年間、当時の文部省より環境教育推進モデル市町村の指定を受け、本格的に環境教育に取り組むようになりました。平成9年度からは、「御嵩町学校教育指導の方針と重点」の中に環境教育の項目を新たに起こし、御嵩町としての重点に位置づけ、環境や環境問題に関心を持ち、その改善に向けて主体的に働きかける児童・生徒の育成に努めてきました。そして、平成25年3月15日、御嵩町は国より岐阜県唯一の環境モデル都市に選定されました。低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジしているからであります。これを機に、御嵩町では地球温暖化対策のさらなる強化に努めているところであります。

そこで御嵩町教育委員会は、それまでの環境教育を見直し、環境モデル都市としての位置づけを明確にした環境教育の手引書を作成しました。低炭素社会に転換するため、地球温暖化の原因となるCO₂等の温室効果ガスの大幅な削減を目指すために、次の2点を環境教育の重点内容といたしました。

1点目は、CO₂の排出削減を目指す交通環境学習、そしてCO₂削減啓発活動に取り組むことでもあります。公共交通機関の活用や家庭内の省エネ活動、ごみの減量などを通じて学習していくものであります。

2点目は、CO₂の吸収を目指す森林環境学習です。森や木と触れ合い、学び、ともに生きる。森林に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動をとる。これらを学び、森林環境学習で、見て、歩いて、楽しい御嵩町づくりを目指すものであります。柳生議員の御質問、どのような体験型環境教育を取り入れていくのかの体験型環境教育とは、この森林環境学習の取り組み内容のことでもあります。

それでは、御嵩町の小・中学校が現在取り組み、そしてこれからも重視していく森林環境学習について、2点にまとめてお話しいたします。

まず1点目は、ぎふ木育30年ビジョンに基づいた実践を進めていくということです。ぎふ木育30年ビジョンは、ちょうど御嵩町が環境モデル都市に選定された平成25年3月に作成されたもので、森林に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動をとるという目指す姿に向けて6つのステップが示されています。段階的・継続的に学習できるように整理されています。

ステップ1は「森林と触れ合う、親しむ」で、保育園や幼稚園の段階としています。ステップ2は「森林に関心を持つ、気づく」で、小学校低学年の段階としています。ステップ3は「森林について調べる、理解する」で、小学校の中学年・高学年の段階としています。ステップ4は「森林について考える、判断する」で、中学校の段階としています。ステップ5は「森林を守るために参加する、行動する」で、高校や大学の段階としています。最後のステップ6は「森林について伝える」ということで、成人の段階としています。このように、発達段階に応じた学習がステップを踏んでできるようにしてあります。

次に2点目は、体験を通した森林環境学習の実践をさらに進めていくということでもあります。例を挙げてお話しします。

小学校の生活科では、秋になると近くの森林へ行き、落ち葉やドングリなどを見つけ、それを使ったおもちゃをつくり、みんなで遊びます。ステップ1、ステップ2にかかわる内容です。

2月21日の御嵩町環境フェアで、伏見小学校4年生が総合的な学習の時間の実践を発表しました。木の名前や特徴を知る、みたけの森探検、スプーンづくり、これらはステップ3にかかわる内容です。これらの学習には、岐阜県の緑と水の子ども会議の実践を活用させていただい

ております。

同じく御嵩町環境フェアで、御嵩小学校5年生が総合的な学習の時間の実践を発表しました。CO₂を出さないために、ミキサーでパルプづくり、段ボールコンポスト、廃油石けん、可児川調査等に取り組んでいます。ステップ3、ステップ4にかかわる内容です。特に可児川調査は、森林の緑の大切さや森、川、海を一体と捉えた水環境について学ぶもので、非常に重要な実践だと思っています。

中学校では、自然体験活動、職場体験活動、ボランティア活動、ものづくり生産活動、観察実験、見学調査、発表、討論等の学習活動を積極的に取り入れています。ステップ4、ステップ5にかかわる内容です。北海道下川町での環境都市交流体験プロジェクトは、これにかかわる内容です。

柳生議員の所属してみえる水土里隊は平成16年に発足、森林保全や森林資源の有効活用等を目的に活動されてみえます。現在は、御嵩町北山地区の里山再生のために、週2回、山の手入れや除伐・間伐材を活用したまきづくり、キノコ栽培、木工品制作、さらに流木の撤去や登山道の敷設等、森林整備に努めてみえます。水土里隊の皆さんは、まさにステップ6の姿であります。

水土里隊の皆さんが活動してみえる里山は、まさに森林環境学習の宝庫であります。よって、各小・中学校にはウオーキングも兼ねて積極的に活用していくよう働きかけていきたいと思っております。森林環境学習を通して低炭素社会の実現に努め、見て、歩いて、楽しい御嵩町づくりに取り組んでいきたいと思っております。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

[8番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

8番 柳生千明君。

8番（柳生千明君）

大変内容の濃い説明をいただきまして、ありがとうございました。

実はこの3月12日、また私や育成会のほうも「みたけ発見ウオーキング」ということで、子供たち、親子の参加があります。その中で、御嵩町小学校の教頭2名も、今回特別に今後の教育ということで参加していただくということも聞いておりますし、さきの町長の施政方針の中にも、環境教育につきまして、環境モデル都市の町として御嵩の自然や風土に目を向け、地域の学習や交通環境学習、森林環境学習を通して御嵩の自然環境を大切に、ふるさとを愛する心を育ててまいりますということを言っておりますので、今後ともそういうものを十分強力に取り入れていきたいと思っておりますし、また4月1日、伏見のほうで、今度は「子ども食堂」という

ものを設立するという話も聞いております。この中にもまた森林学習も取り入れていくということですので、今後とも御指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議長（大沢まり子君）

続きまして、5番 高山由行君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

5番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めます。

質問に先立ちまして、トップバッターの柳生議員が言及しなかったので、またことしも3月11日、あさってですが、東日本大震災が起きた日が来ます。丸5年がたとうとしておりますが、改めて亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災され、現在では約18万人の方がふるさとに帰れずにいる方々の早期の帰郷を願うばかりであります。

御嵩町議会でも、1期目の議員を除く9人は平成23年10月に議員研修として現地を見てきておりますし、私たちのできる支援ということで、御嵩町産業祭において視察先の宮城県七ヶ浜町の物産を毎年販売してきたところであります。その後、御嵩町では、町民の安全・安心のために防災・減災の施策を特に重点的に行ってまいりましたが、それに関連した質問を1問目といたします。

1問目は、その中の同報系防災行政無線の戸別受信機についてであります。

戸別受信機については、平成7年に制定された御嵩町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例と、御嵩町防災行政無線戸別受信機の設置及び管理に関する規則が設置根拠であります。どこの自治体でもそうですが、現在では、スマホやパソコンを使用しない方には大変大切な、もしかしたら災害時、緊急時には、唯一最大な情報収集のツールであり、平常時には御嵩町のさまざまな町の動きや行政情報を知り得る大変重要な設備であります。また、大規模災害時には、加入電話や携帯電話が使用できない場面でも活用できるという大きな使命があります。これは大災害時に親局や基地局が使用できる前提ではありますが。

このように、ふだんは当然のように普通にある戸別受信機ですが、町民の安全・安心のため、また災害時の行動を左右することを鑑み、以下についてお伺いします。基本的な質問でありますので、簡潔にお答えください。

まず1つ目に普及率であります。普及率のほうは、私、資料請求しまして、貸与数と普及率のほうを書いていただきましたので省いてもいいですし、設置は強制ではないので、設置義務はありませんが、御嵩町で安心して暮らすには全戸普及が理想であると考えますので、お聞きします。

2つ目の質問は、御嵩町への転入者への戸別受信機の設置案内はどのようにしておりますでしょうか。いつも、私も職業柄、町のホームページを開くわけですが、案内はないようですが、どうでしょう。

3つ目の質問に移りますが、前段で申しましたように、防災無線はいざというときのセーフティーネットではありますが、ふだんの町民の方の声を聞いていますと、1つ大きな疑問が浮かんできます。本当に町民の皆さんは戸別受信機で防災行政放送を聞いているかという素朴な疑問であります。

確かに平常時にはテレビやラジオ、スマホにパソコン、新聞や雑誌、地域のことはケーブルテレビ、広報紙、町のホームページ等々、数々ありますが、大災害時、緊急時に情報が錯綜する中、特に情報弱者と言われる子供や老人は、防災行政無線はますます貴重な情報源になります。町民の皆さんの声に耳を傾けておりますと、防災無線はガーガーうるさいからスイッチを切っているとか、調子が悪くて放送内容が聞き取れないとか、故障したままにしてあるなど、たまに言われる方も見えます。当然そのときには、役場に持っていけば無償で交換してもらうことができると思いますが、本当に町民の皆さんは放送を聞いているか心配しております。戸別受信機に耳を傾けておりますと町の動きが本当によくわかるので、ふだんでも、私たちが何かイベント等をやるときでも、あれを聞いていただければありがたいなあいつも思っておりますので、お聞きします。

戸別受信機の設置の強制は法律上難しいですし、聞くも聞かないも個人の自由ですので、聞くことを強いるのはできないことはわかっておりますが、聞いていただくことの啓発は、行政としてどんどんしていかななくてはならないことだと考えております。一軒一軒、本当に聞いているか、それを聞いて回ることもできませんが、1年に1回や2回、自治会長に町民の方に通達していただくとか、いろいろな方法で設置の奨励や放送に積極的に耳を傾けていただくことをお願いをできないか、町の姿勢をお伺いします。

御嵩町全戸に戸別受信機があり、ほとんどの人がそれに注意して耳を傾けることを夢見て質問します。

この質問は、最初、総務部長にと思いましたが、戸別受信機は民生のほうの扱いなので、山田民生部長にお聞きします。よろしくお願ひします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

おはようございます。

高山議員の御質問にお答えします。

御質問は、防災行政無線の戸別受信機について、その普及の状況や新規の設置案内、また利用啓発の考え方についてであります。

まず防災行政無線、同報系の概要であります。この無線設備は、平成6年に設備費用2億8,737万円をかけ整備され、平成7年から運用をスタートしており、現在で20年目を迎えました。情報発信側として、この役場2階に親局、上之郷地区、謡坂に中継局を設置、各地区公民館や小・中学校には地区情報収集装置、また役場宿直室と可茂消防通信指令室に遠隔制御装置が置かれております。

情報の受信側としましては、町内13カ所の屋外拡声子局と全世帯を対象とした屋内の戸別受信機を当初に5,750台配備しました。なお、この戸別受信機は、その後、毎年約50台から60台のペースで追加購入をしております。

行政放送の状況でございますが、平常時には定時放送が朝・昼・晩の1日3回、葬儀放送を随時、夕方のチャイム放送を毎日流すほか、毎年元旦には町長の年始挨拶を放送しております。また、小学校児童の下校には、地域の見守りのお願いも平日に行っております。同報系無線は広報「みたけ」として、災害時はもちろん、平時での各地行事のお知らせの住民生活情報など、大切な行政情報伝達のツールとなっておりますが、経年からくる機器のふぐあいや周辺環境の変化による電波障害での受信不良など、皆さんからの相談も少なからず寄せられている状況でございます。

さて、御質問の第1点目、戸別受信機の普及率については、本日お配りさせていただきました資料つづりその3の中の裏面をごらんください。その1番に地区別の貸与数が載せてございます。注釈にありますように世帯数は住民基本台帳によるものですが、国保や介護保険制度の関係などから同一世帯でも世帯分離をしているという世帯も多いため、これは実際の世帯数より大きい数字かと思われまます。また、貸与数は機器の使用者台帳をカウントした数値で、1軒に2台が貸与されている場合や、町外転出時に返却されないケースも多くあるため、設置率が100%を超えている地区もございます。

実質的な数値としましては、保守事業者への機器の点検委託業務による仕様書の中の台数では町全体で6,580台となっており、現実的な世帯数を考慮しますと、おおよそ上之郷地区での数値97%から98%が受信機を貸与している普及率になるかと思われまます。

また、2番目の修理件数でございますが、別紙にありますように、有償となる乾電池の液漏れ故障やアンテナ折れ、電源コードの破損など、借用者の利用原因によるものと無償修理を合わせて年間130件ほどの状況でございます。

次に御質問の第2点目、転入者への設置案内については、転入手続のため窓口へお見えにいられた際に、手続案内用紙「御嵩町へ転入された方へ」の中に防災行政無線を聞きたい方への

項目を設けるとともに、戸別受信機の貸与申し込みについては個々に御案内をいたしております。ただ、最近では、議員も御指摘がございましたけれども、情報ツールとしまして、ケーブルテレビ可児が町内全域で視聴可能となりまして、加入してみえる家庭も多くあるほか、スマートフォンやFMららなど、災害時には多様な情報収集の手段があります。そのため、若い方ですと、転入時に申し込みをされるよりは、むしろ子供さんが誕生して保育園や幼稚園などへ就園されたときに改めて申し込みをされる場合が多いようです。

そして御質問の第3点目、設置の奨励や放送への積極的な傾聴への啓発についてでございますが、町のホームページにおいても、トップ画面、気象・災害・防災からの防災ガイドの中に同報無線の紹介がございます。ただ、決して見やすい掲載ではありませんので、広報紙などでの啓発もあわせて今後改良していくことを検討してまいりたいと思います。また、本来の無線設置の目的であります防災関係会議などにおいても、関係担当と連携の上、呼びかけを図ってまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございます。

啓発のほうは、随時皆さんが加入できるように、設置していただけるように、よろしく願いします。

1つだけ、追加でちょこっと質問したいんですが、もらった資料で裏面の戸別受信機の貸与数ですが、見てみると中が93%と、全体で97から98%あるよという話でしたが、中が少ないのは、やっぱりアパートが多くて転入者、転出の人が多からですかね。それだけ1つ、お聞きします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

詳細な調査をしたわけではございませんが、やはり議員が言われるように、アパートが多いということになりますと、若い方の出入りが多いのかなあというようなことがございまして、そのあたりも影響しているものと存じます。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

済みません。もう1点だけ、少しお願いします。

アナログの、今、御嵩町は60ヘルツぐらいのあれでやっていますが、これ、言及していいのかわかりませんが、大体木とか山とかいろいろあると入りにくいということが言われていますけど、入りにくいところ、入りやすいところというのは、役場のほうできちんとつかんでおりますでしょうか。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

防災行政無線そのものの運用管理につきましては総務防災課のほうで行っておりますので、詳しいことはちょっと私も存じ兼ねますけれども、やはり受信状況が不良であるという地区については、大体住民の方から寄せられておまして把握はしております。そして、屋内でのアンテナではなくて、屋外の軒下などにアンテナをつけて随時改良して対応しておるといような状況でございますので、よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございます。

こちら辺にしまして、最後に、防災行政無線のデジタルと、聞きはしないですが、今度瑞浪市で防災ラジオというすぐれものが全戸配付になりましたことを聞いて少し勉強しましたが、280メガヘルツの中で、電波障害に強い、山間部など広範囲がカバーできる、Jアラートなど緊急地震速報や、電源を切ってもそういうものが流れるようなツールとか、AM・FM機能つきということで、先ほど申しましたFMらとか、そういうのも一緒に聞ける大変すぐれておるといことで、デジタル化が全てではありませんが、その弊害もあるみたいですので、今後、私も研究しまして、次回の一般質問の内容にしたいと思いますが、そういうことも一度考えていただけると使い勝手がいいものになるかなあと考えております。1問目は以上です。

2つ目の質問に移ります。

教育長さんに薬物乱用防止教育についてお伺いしますので、よろしくお願いします。

薬物乱用防止のテーマは、日本において長きにわたりいろいろな施策を推進してきたところであり、国においては、現在は第4次薬物乱用防止5カ年戦略に基づき、5つの目標を立て、

薬物乱用防止、薬物使用根絶に向けて多くの施策を展開中であります。

県においても、平成26年10月15日に岐阜県薬物の乱用の防止に関する条例が公布され、県民の健康と安全の社会実現に向けて努力しているところであります。県の条例制定は、全国的にハーブ等の薬物が問題になり、事故や犯罪が連続して起きた時期に成立させた条例だと考えておりますが、昨年においても、6月の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、6・26ヤング街頭キャンペーンや、10月1日から11月30日までの全国的な麻薬・覚醒剤乱用防止運動の岐阜大会の開催など、毎年岐阜県でもいろいろな取り組みがされております。

今回、このような質問をするのも、メディアでも毎日のように薬物使用の逮捕者のニュースが流れておりますし、有名人が逮捕されたということで毎日流れておるわけですが、つい先日では、神奈川県の町議会議員が逮捕され、同じ町議会議員としても、まさかという気持ちですし、1月には、下呂市の高1女子が1月20日付で現行犯逮捕という、本当に近くでショッキングなニュースが流れ、薬物使用の低年齢化に歯どめがきかない状態なのか、まさか御嵩ではないだろうと思いつつも、大変危惧しているところであります。

将来ある子供たちの健全な成長には、薬物乱用など絶対あってはならないものですが、国のほうの第4次薬物乱用防止5カ年戦略における主な政策の一丁目一番地の施策に、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化がうたわれておりますし、下呂市の事件後、県の教育委員会でも、これは高校だけかもわかりませんが、何らかの通達があったと思います。

御嵩町においても、今までいろいろな薬物乱用防止教育をされておりますでしょうし、また最近では、2月15日に上之郷小学校において可児ライオンズクラブ様による薬物乱用防止教育を実施していただいているやに聞いております。これは、可児市や御嵩町の各学校に出向き、ボランティアでビデオ教材を使って教育をしてくださるもので、以前にも中学校でやっていただいたこともあるようです。

高木教育長にお伺いしたいのは、個人的な考え方はこの場で言われるのは難しいですが、薬物乱用防止教育というのは、いろいろ個人的な考えもあと思いますが、小学生で早いとか、中学、高校ならいいよとかという考えもありますでしょうが、薬物乱用防止教育の教育長としての考え方、2つ目に今までの薬物乱用防止教育の実績、3つ目にこれからの薬物乱用防止教育に対する方針、3点に分けてお伺いします。

今回は薬物乱用のみの質問にします。飲酒とか喫煙とか、子供のすこやかなる成長を阻害するものはいろいろありますでしょうが、今回は薬物の質問だけにします。よろしくお願ひします。

議長（大沢まり子君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

高山議員の御質問、3点についてお答えいたします。

初めに、1点目の薬物乱用防止教育の教育長としての考えについてお答えいたします。

薬物乱用防止教育は、全ての教職員、全ての保護者及び町民の皆さんが、薬物は子供たち一人一人の身近に迫っているという強い危機意識を持ち、子供たちの薬物乱用の未然防止に全力で取り組んでいくことが重要だと考えております。

次に2点目の、今までの薬物乱用防止教育の実績についてお答えいたします。

まず教科の学習については、小学校では6年生の体育の学習で扱っております。薬物乱用については、シンナーなどの有機溶剤を取り上げ、1回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けるとやめられなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを理解できるよう指導しています。なお、薬物の乱用は、法律で厳しく規制されていることにも触れるようにしています。

中学校では、3年生の保健体育の学習で扱っています。薬物乱用については覚醒剤や大麻を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起こすこと、薬物の連用により依存症状があらわれ、中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになるなど、さまざまな障害が起きることを理解できるように指導しております。

また、薬物乱用は個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力や性的非行、犯罪など、家庭、学校、地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあるということを理解できるように指導しております。さらに喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレス、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手のしやすさなどによって助長されること、またそれらに適切に対処する必要があることを理解できるように指導しております。

次に、薬物乱用防止教室についてです。

小学校では6年生を対象に、年に1回実施しております。岐阜県中濃保健所が主催する薬物乱用防止出前講座は、申し込みますと岐阜県中濃保健所生活衛生課の職員、そして薬物乱用防止指導員の保護司、薬剤師の方々が来校され、自分の夢や、将来、家庭や友達を大切にするため、薬物乱用は絶対しないと決意しようと指導されます。

中学校では、基本的に全学年を対象に、年に1回実施しております。指導講師としては、警察、職員、麻薬取り締まり官OB、学校薬剤師、保健所職員、薬物乱用防止指導員、ライオンズクラブ等の社会奉仕団体等構成員の方々をお願いしております。内容としては、薬物乱用の恐ろしさとその影響を学び、薬物の誘いに対して断ることが自分を守ることだと学び、最後には、自分がかげがえのない大切な存在であるということを学ぶようしております。

最後に3点目の、これからの薬物乱用防止教育に対する方針についてお答えいたします。こ

れは、岐阜県教育委員会の指導により、次の4つの方針を重点内容として取り組んでいくものであります。

1. 全ての教職員が、薬物は子供たち一人一人の身近に迫っているという強い危機意識を共有し、子供たちの薬物乱用の未然防止に取り組むこと、2. 体育や保健体育の時間はもとより、特別活動、総合的な学習の時間などの時間も活用して、規範意識や健康被害など薬物乱用防止について確実に指導すること、3. 警察官や薬剤師、麻薬取締官等の専門家を講師とした薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置づけ、全ての小・中学校において必ず年1回開催すること、4. 気になる児童・生徒のささいな変化を捉えて教育相談を実施するとともに、必要に応じて警察と連携を図り対応すること、以上であります。

子供たちの笑顔づくりを目指し、薬物乱用の未然防止に全力で取り組んでいきたいと思っています。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

教育長のほうには、力強い取り組みをこれからもしていくということで、ありがとうございました。

教科のほうは自分たちの中でやることで、教室のほうは外部の指導者をお招きして勉強させるということですが、1つだけ、教育長、これからは全ての教職員が取り組むということですが、専門的な知見を持たせるということで、教科のほうは、そういう講習会へ行った方が今やっておられるのかということと、例えばそれに使う教材とかは、今、御嵩町ではきちっとそろえておりますでしょうか。その2点だけ。

議長（大沢まり子君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

小学校においては6年の担任がやっておりますし、中学校では保健体育の教師が基本だということですが、ちょうど先日、3月3日に岐阜県の薬物乱用防止指導員研修会というのがありまして、本校の学校教育課の職員も参加したところでありますが、そういうところではいろんな資料もいただいてきております。これを学校のほうにも広げていくようにしたいと思っておりますし、厚生労働省や県や全国防犯協会連合会のほうからもパンフレット等をいただいておりますし、それを配付しながら指導ができるようにはしておりますので、御理解をよろ

しくお願いいたします。

[5 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5 番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

御嵩町では絶対そういうものを出さないということ、教育長の力強い言葉で子供たちの教育をこれからもしていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、3問目の質問に移ります。

瀬瀬副町長と葛西企画調整担当参事におきましては、今議会が最後だということで、ぜひお2人に御登壇いただきまして、御嵩町のまちづくりのヒントをいただきたいと思いますので、質問いたします。お2人には続けてお答えいただければ結構ですので、よろしくお願ひします。

まず葛西参事にお伺ひしますが、平成25年より3年間、岐阜県と御嵩町の職員の人事交流ということで、予定では2年間ということでありましたけれど、1年延長していただきまして、御嵩町のまちづくりに御尽力いただきまして感謝申し上げます。

特に、今では御嵩町の大きな施策の柱の環境モデル都市推進の取り組みは、選定されたのが平成25年の3月でしたので、参事の御嵩町での3年間は、環境モデル都市との生活だったと思います。産業廃棄物処分場問題で揺れた御嵩町でしたが、時が過ぎるとともに、「環境」という言葉を忘れようとしていた御嵩町において、人事交流で御嵩町に来られた今までの3人の参事の方に環境の町 御嵩を思い出させていただき、環境モデル都市の行動計画の基礎を職員とともに築いていただきましたことは、御嵩町民の一人として、まちづくりの1つの指針と考えております。

政策的なことは、町長を前にしてお伺ひしても答えづらいのかもわかりませんが、議員の一人としてスタートダッシュはできたのかなと思いますけれど、環境モデル都市として継続して取り組んでいく上で、今後、特に御嵩町が努力していかなくてはならない点や、注意しなくてはならない点がありましたらお伺ひします。

いろいろ聞きたいこともあります。今議会が終わりましたら、また感想とか発表の場があると思いますので、そのときにお話ししていただきまして、私の簡単な質問にお答えいただければありがたいです。

次に、最後になってしまいましたが、瀬瀬副町長におきましては、平成24年4月より4年間の副町長の重任を任せられ、渡邊町長の片腕として町政の屋台骨を支えていただき、御苦労さまでございました。いろいろな場面で町長の代理者として御苦労もあつたこととは思いますが、ほとんどの施策に携わり、充実の日々だったと推測します。

この4年間で副町長として実行できたこと、できなかったこと、実行したかったことややり残したことなど等々、いろいろあると思いますが、この3月をもって退任されるということで、副町長にも私のほうから1点だけお伺いします。

私の議員としてのテーマの1つで、にぎわいづくりについてですが、最近では、町内で亜炭鉱廃坑対策の研究、5次総の策定、庁舎整備検討委員会等々、次世代を担う若手職員を積極的に起用し、人材育成に力を注いでおります。未来の御嵩町も人が集まって、行政と町民が協働で取り組んでいくのがまちづくりですが、人材不足の感は否めません。ふるさとを思う人材はいるけれども、優秀な若者の教育や活躍できる場所に引っ張ってこられない、私だけかもわかりませんが、議員の私たちに責任があるのかもわかりません。副町長には、協働でのまちづくりに必要な人づくり、人材育成について所信をお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

議長（大沢まり子君）

企画調整担当参事 葛西孝啓君。

企画調整担当参事（葛西孝啓君）

高山議員から、環境モデル都市として継続的に取り組んでいく上で特に努力する点や注意する点について御質問いただきました。私にとって最後の議会となりますこの場におきまして発言する機会をいただきましたことを、まずもって厚く御礼申し上げます。

以前、6月の定例会でございますが、高山議員から御質問いただいた際に答弁させていただきましたが、私自身は、御嵩町に派遣される前の中濃振興局時代、現在、可茂県事務所になりますけれども、まちづくり支援員として御嵩地域活性化委員会の会合等に参加させていただくなど、当時は中山道の活性化やら、あるいは観光振興という視点での御嵩町のまちづくりにかかわらせていただきました。そして、地域の皆さんの熱い気持ちに感じ入ったところでもございました。その後、御縁がありまして御嵩町への派遣となり、そして役場の皆さんや議会の皆さん、そして地域の皆さんと腰を据えて地域活性化に一緒に取り組むこととなりました。

環境モデル都市は、議員が御説明されましたように、御嵩町が産廃問題を契機に、環境問題に取り組むことで地域活性化をしようというまちづくりの取り組みでございます。県からの初代の派遣交流員である堀参事、そして三輪参事と引き継いできた最重要テーマでございます。私は環境モデル都市の選定後の取り組みについてバトンを受け取り、モデル都市の行動計画の策定や、あるいは推進本部における副本部長という役割をいただきまして取り組ませていただいたところでございます。

その取り組みは、町長の施政方針の中でも触れられましたが、今年度に当たりましては、アメリカ合衆国のポートランドでの国際フォーラムで御嵩町が先進事例を発表したり、あるいは

COP21に係る低炭素杯2016において、そうそうたる企業や自治体が全国から選出される中で、唯一の町村として御嵩町が選出されるまでにもなりました。まさしく環境モデル都市は御嵩町の誇れる取り組みであり、岐阜県はもとより、全国においても特筆すべき取り組みと言えると思います。このような取り組みにかかわることができまして、派遣交流職員としても大変貴重な体験させていただくことができまして、感謝申し上げる次第でございます。

高山議員から御質問いただきました環境モデル都市が引き続き取り組むに当たっての注意する点、努力する点でございますが、改めて考えてみますと、町民を巻き込んだ御嵩町の身の丈に合った環境モデル都市の取り組みは、国、内閣府であったり、あるいはほかの自治体、環境に取り組んでいる企業、それから地域づくり団体からすればとても評価が高く、御嵩町はこのままでも十分だというふうには思っているところでございます。

強いて申し上げれば、御嵩町、これは役場も議会も、それから町民の皆さんにとってもなんですけれども、もっとみずからのことを自慢していただけたらいいなと思っています。日ごろいろんな機会に活動している皆さんを褒めていただきたいと思っています。なかなか難しいかもしれませんが、自信を持っていただくことが、これからの継続した活動への励みにつながるのではないかとこのように思っています。さらに申し上げるならば、やはり人材づくり・人づくりをいかに取り組むかということになると思います。

御嵩町の地域づくりに活躍されている方々は、十分活躍されていると思うんですけれども、やっぱりいろんな方と話をしていると、まだまだ次のステップに行きたいであったりとか、どうしたらよくなるのかというチャレンジ精神にあふれていらっしゃると思います。皆さんがみずからステップアップされていくのが重要だと思っております。

その打開策としては、1つとして、やっぱり同じ目標を掲げて活動している方とか、あるいは頑張ろうとしている地域や団体が、岐阜県内にも、それから全国にも多数ございますので、そのような団体との交流が、自分自身の取り組みを再認識したりとか、あるいは新たな取り組みのヒントを見つけるような機会になったり、あるいはみずからの活動に刺激を受けるような機会になるのではないかと考えています。

これまでの取り組みで例えますと、県の森林文化アカデミーの涌井史郎学長先生にお越しいただいたりとか、その際には、恵那市における森づくりに活躍する女性、この方は子育て中のママさんたちと取り組んで一緒に活動しているんですけれども、そこにまた北海道の下川町の副町長さんもお越しいただいてフォーラムを開催しました。ここで県内の地域づくりの団体とか、北海道下川町さんの皆さんと、御嵩町の地域づくりの方たちとの交流をする機会を設けさせていただいたところでございます。

また、この機会がきっかけで、今年度、先ほど柳生議員の質問にございましたけれども、御

嵩町の中学生と、それから御嵩町で頑張っている地域の地域づくり団体が北海道の下川町へ出向きまして、そして向こうで交流をしてみたいところがございます。

また、下川町での交流体験は、先月、ラスパ御嵩で行われた環境フェアでも発表されたんですけども、その内容は非常に濃いものでしたし、私も拝聴しましたが、環境モデル都市の取り組みのステップアップするような予感を感じたところがございます。

今後は、御嵩町内で活躍されることはもちろんなんですけれども、やっぱり町外に出ていって交流したり、あるいは外からいろんな方をお招きして御嵩町で交流したりすることを積極的に行っていただきたいなと思っています。

最後になりますけど、私自身も派遣交流職員として今年度で期間を終了という予定でございますけれども、多くの刺激を御嵩町でいただき、そして多くを学ばせていただきました。御礼を申し上げますとともに、今後とも御嵩町の環境モデル都市の取り組みを注目していきたいと思っておりますし、また微力ではございますけれども、応援をしていきたいと思っていますところがございます。

今後とも環境モデル都市である御嵩町のますますの御活躍を期待しまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

副町長 瀬瀬久美君。

副町長（瀬瀬久美君）

それでは、高山議員の質問にお答えをしたいと思います。

私にとりまして、今定例会が任期満了に伴い最後となりますが、議会での一般質問につきましては、これまで部長職と特別職を合わせて10年間で、間違っていなければ76名の方からいただいております。したがって、本日が77回目となるわけでございます。

まずもって、議員から退任に当たりまして発言の機会をいただき、感謝を申し上げるとともに、いつもより少し多くの時間をとりまして説明をさせていただきたいというふうに思います。

高山議員は、町の活性化、にぎわいづくりについて、有言実行のスタンスで取り組んでおられる姿を拝見しております。その熱い思いが私どもにも伝わってきております。また、議会の一般質問につきましても、毎回、思慮ある建設的な質問となっております。執行部席から伺っておりますと、すがすがしく感ずるのは私だけではないというふうに思います。

それでは、議員の熱い思いを感じながら、質問である協働でのまちづくりに必要な人づくり、人材育成について答弁を進めたいと思います。

初めに、未来を担う小・中学校の児童・生徒の皆さんには、出前講座としまして町職員が学校に出向き、環境基本条例の前文にある21世紀は環境の世紀であるとの認識で、環境モデル都

市の取り組みや環境保全等の学習を実施しております。また、高校生の皆さんに対しましては、さまざまな分野において協働・連携し、互いが保有する人的・知的・物的な資源を有効活用することで、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、東濃高校、東濃実業高校、可児工業高校と連携協定を締結し、まちづくりの推進に関すること、環境保全に関すること、産業振興に関することなどで連携し、授業を実施しております。こうした取り組みを通し、児童・生徒の皆さんが町の自然環境、歴史及び産業等に魅力を感じ、将来にわたり、まちづくりに積極的かつ中心的な役割を担っていただくよう期待をしております。

次に、超高齢社会における協働についてであります。

御嵩町の高齢化率は、3月1日現在28.5%となっております。高齢化率が7%を超えますと高齢化社会、14%を超えますと高齢社会、21%を超えますと超高齢社会と言います。したがって、先ほど申し上げましたとおり、御嵩町の高齢化率は28.5%でありますので、既に超高齢社会となっております。町内の文化・スポーツの各種団体や組織においても高齢化が進展しており、組織の平均年齢が高くなっていることを危惧しているとの声をお聞きします。

そこで、発想の転換を図り、高齢化の進展により、今後アクティブ、積極的ですね。行動的な高齢者が増加するということになりますので、そうした方の豊富な知識と経験をまちづくりに生かしていただくことにより、高齢者が活躍するまちになり、まちの力になっていただけるはずであります。超高齢社会の一面のみを見てネガティブになるのではなく、高齢者が笑顔と元気で活躍しているまちになればと思います。

次に、町職員の人材育成であります。

人材育成を目的としまして、岐阜県庁、県都市建築部リニア推進事務所、内閣府及び介護認定審査会に合わせて4人の職員を派遣しております。県に派遣された職員は県内の、内閣府に派遣された職員は全国の市町村のさまざまな政策テーマに関する相談対応や課題解決のノウハウを学ぶなど、刺激を受けて取り組んでいます。と同時に、町の事業担当課、若手職員や葛西参事と常に連絡をとり合って職務を遂行してきており、職員全体のスキルアップにつなげている現状でございます。

今後のまちづくりを進めていくために職員として大切なことは、御嵩町を正しく知る。具体的には、亜炭鉱廃坑問題、産業廃棄物問題、住民投票、環境基本条例、環境モデル都市及び願興寺の文化財等の経緯や歴史を知ることにより歴史観を深め、感動し、魅力を感じ、行動へと移し、外へ積極的に発信してほしいと思います。

ここで、環境の憲法と言われております町の環境基本条例に触れておきたいと思っております。

先日、町産業交流会で講演会の講師を務められました環境が専門の岐阜大学 小林教授と話をする機会がございました。小林教授いわく、「御嵩町は長い間、環境に取り組んでこられ、

すごいですね」と言われました。「環境モデル都市は一日で選定されるものではないですからね」と言っておられました。さすが環境の専門家であると感じております。

私は、御嵩町には平成14年に施行した環境基本条例があり、策定に当たっては、名古屋大学の法学部の市橋教授に御指導いただき、評価につきましては、環境法の第一人者である上智大学の北村教授が、みずからの著書の中で、御嵩町の環境基本条例は今後のモデル的な条例であると高い評価をさせていただいておると説明をいたしました。

私が環境課長のときに、多くの方に御意見をいただき、策定したわけですが、よい条例というのは、やはり条例の指導をいただいた市橋教授は、現在、名古屋大学の副総長であります。また、北村教授は上智大学法科大学院長であります。このことからおわかりいただけるかと思います。

御嵩町の環境基本条例は、環境に造詣が深く、レベルが高ければ高い評価をいただけるというふうに思っております。こうしたこれまでの経緯を知ることも大切だというふうに思っております。

次に、研修会、フォーラムであります。

町職員会では、解体・修理の計画がある願興寺の歴史を学ぶ研修会を3月18日に役場で開催をすることとしております。また、3月21日には中公民館で協働のまちづくりフォーラムを開催し、町と町民が一緒に考え、情報共有することとともに、まちづくりへの参加意識の醸成と協働のまちづくりについての理解・浸透を図るため、開催をすることとしております。多くの職員が参加してくれるはずであります。

ここで地域に目を向けてみますと、中山道御嶽宿、伏見宿の活動も県内の他の中山道と遜色ない活動でありますし、海外からの訪問者もふえ、知らぬ間に好評な御嵩町になりつつあります。福祉の面でも、MTK48の活躍でますます元気な町民もふえ、ぽっぽかんなど子育て交流施設の活動も会計検査院からお褒めの言葉をいただくなど、他の市町村から注目されています。

地域の皆さんも頑張っていており、にぎわいの種は御嵩町内にたくさん芽生えていると感じております。それらをどう育てていくのか、どうお互いに影響させていくのか、町の若手職員も、現在、地域の方々と積極的に活動したり学んだりしています。きっと、もうすぐふるさとを思う、活動できる、他の市町村からうらやましがられる人材になってくれると思っております。これからの御嵩町が楽しみです。

最後に1点申し上げたいと思いますが、先日、町民の方から次のようなお話がございました。その方が言われるには、町外の人が御嵩町を訪れ、町内に入ったらごみがなくきれいなまちですねということを言われたそうであります。広義の意味から捉えれば、まちづくりへの参加はスポットライトが当たり、報道機関が取り上げてくれるものもあれば、自分が住んでいる地域

のごみを拾うような地道な取り組みもあります。町民一人一人の取り組みが町の力となっていることから、この場をかりまして、活動に参加されている全ての方に心より敬意と感謝を申し上げるとともに、引き続き積極的な取り組みをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔5番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

時間も来ましたので質問を終わりたいと思いますが、葛西参事におきましては、県のほうへ帰られまして、また高いところから御嵩町をしっかりと見ていただきまして、アドバイスをいただければと思います。額副町長においては、同じ御嵩町民として、またどこかで会ったら、今のようなことをしっかりとアドバイスしていただきまして、議員としても御嵩町の取り組みは自信と誇りを持ってこれからも見守って、今の施策に甘んずることなく前進をしていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時30分といたします。

午前10時10分 休憩

午前10時30分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

続きまして、9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

ただいま議長から一般質問のお許しをいただきましたので、私の通告書に従い、一般質問をいたします。

初めに今後の農業振興策につきまして、細かくは2点、お伺いしたいと思います。

1点目は、集落営農組織の体制を強化するための任意組合の法人化へ向けた町の指導と見通しについてお伺いしたいと思います。

国では、農業経営の法人化について、平成25年6月14日に閣議決定されまして、今後10年間で約4倍の5万の法人を目標と定められました。その背景には、農家戸数と農業従事者の減少

と高齢化、そして後継者不足などの多くの問題を抱えている現状があります。

2010年と2015年に農業センサスが実施されておりますけれども、農業従事者の高齢化は確実に進んでおりまして、農業従事者の平均年齢は66.2歳であり、企業でいいますと既に定年を超えた人が過半数を占めている、そんな状況にあります。私も現在65.7歳でありまして、約1ヘクタールほどの農地を耕作しておりますが、全国の平均とほぼ一緒ということでもあります。ただ、あと10年、自分がやっていけるかと思いますと、かなり厳しいなと思っていますし、今後の農業には危機感も持っております。

こうした状況の中で、集落営農組織の体制を強化するために、伏見地区では伏見営農が平成26年1月から法人化されました。現在では、町内の約22ヘクタールを担い手として耕作されていると伺っております。その後、中地区においても法人化されまして、昨年には御嵩地区でも法人化されたようであります。上之郷地区では、現在3名から4名の方が農作業の請負という状況でありますけれども、さきにも申し上げました農家戸数の減少や農業従事者の減少と高齢化、そして後継者不足などの多くの問題を掲げておる現状であることから、上之郷地域での集落営農組織の体制を強化するため、任意組合の法人化へ向けた町の指導と見通しについてお聞きしたいと思います。

次に2点目でありますけれども、荒廃した耕作放棄地の適正な管理への行政指導についてお伺いします。

荒廃した耕作放棄地となる理由は、さきにも申し上げましたが、農業従事者の高齢化、後継者不足であります。何らかの事情で町外の第三者に所有権が移った農地もあるようでございます。こうした荒廃した耕作放棄地は雑草や雑木が繁茂し、病虫害や火災の発生の原因となるおそれがあり、また有害鳥獣のすみかや不法投棄の場所となり、周辺の農地や近隣住民に大変な迷惑を及ぼすことから、草刈り、除草などの適正な管理が必要となりますし、農地は一度荒れますともとの耕作できる状態までかなりの時間を要することになります。こうした耕作放棄地の所有者への適正な管理指導についてお伺いします。

次に、災害時の避難道路の新設についての質問であります。

上之郷の谷地区は、県道井尻・八百津線に隣接する民家がほとんどであり、唯一の道路でもあります。この地区は急峻で高低差も大きいことから、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されており、最近では、平成23年9月20日の豪雨災害で、可児自治会公民館の裏山と井尻ため池付近で山林が大きく崩壊しまして、公民館と民家が被災をいたしました。主要な避難道路であります県道には、このときは直接被害が及ばなかったわけではありますが、昨年11月の土砂災害では土砂が県道を塞いだため、現在も通行どめの状態にあります。

こうした経過もあり、谷自治会より昨年10月に、災害時における孤立を避けるべく避難道路

の新設要望が提出されました。その回答では、道路の新設には、急峻で勾配があることや用地が多く必要となるため寄附採納が基本で、巨額な工事費用が必要となるため、現時点で事業化を約束できる状況にないが、国の有利な補助事業や交付金などに注視し、事業化に向けて努力をしていきたいというものでありました。

今できることとしては、県道井尻・八百津線の井尻地内の狭小区間の改良と、井尻ため池に接する未改良区間の早期実施に向けて要望を強めており、谷地区における主要な避難道路であります県道の機能強化を進めているという回答でありました。

回答の中に、巨額な費用が必要となるため現時点で事業化を約束できる状況にないが、有利な国の補助事業や交付金などに注視し、事業化に向けて努力したいとあります。私がここで提案したいのは、辺地対策事業債の活用であります。市町村が策定する総合整備計画に基づいて実施する公共施設整備への充当率は100%で、その元利償還金の80%が交付税に算入措置される、市町村にとっては有利な事業債であります。

町では、昨年4月に今後5年間の総合整備計画が示されました。辺地を構成する地区に津橋、謡坂、小原と谷地区の4地区が新たに加えられました。この計画の中に、小原地区が土砂災害警戒区域に指定され、過去に豪雨災害の被害があったことから、地域住民の安全な避難経路の確保と生活道路の利便性を図ることから、連絡道路の整備が計画されています。災害避難道路の新設の規模としては、確かに谷地区が急峻でありますし、勾配もきついことから工事費用も多く必要となることが想定されますけれども、今後を見据えて、国の有利な辺地対策事業債を活用した総合整備計画により対応をすることが、孤立を懸念される谷地区の安全と安心につながるかと考えますが、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。以上であります。

議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

では、山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

1つ目の御質問は、農業の振興策についてと題され、2点の御質問であります。

御質問にありましたとおり、国は日本再興戦略の中で、今後10年間で全農地面積の8割（現状5割）が担い手によって利用され、資材、流通面での産業界の努力も反映して、担い手の米の生産コスト（現状全国平均1俵当たり1万6,000円）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを目標とするとし、担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間的受け皿として、都道府県の段階に農地中間管理機構を整備し、岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構を担っております。

また、農林水産省大臣官房統計部より平成27年11月27日に公表された「農林水産統計2015年農林業センサス結果の概要」では、平成27年2月1日現在における農業経営体数は137万5,000経営体となり、5年前に比べ18.1%の減少となるものの、うち法人経営体数は2万7,000経営体で、5年前に比べ25.5%増加しています。さらに法人経営の内訳では、会社法人が1万6,000経営体、農事組合法人数が6,000経営体となり、5年前と比べるとそれぞれ27.0%、54.6%の増加となっています。

本町では、農事組合法人ふしみ営農22.4ヘクタール、株式会社アオキ3.2ヘクタール、田中農機株式会社1.2ヘクタールの3法人が26.8ヘクタールで事業を展開中であり、地域の中心となる担い手として御努力をいただいているところです。

御質問の1点目、集落営農組織の体制を強化するため、任意組合の法人化への町の指導とその見通しについては、集落営農システムサポート事業として集落の農地を守るため、地域農業者が共同で営農活動等を行う集落営農システムの確立を目指す地域へ、岐阜県、町、JAめぐみの農業協同組合で集落営農支援チームを組織し、将来を見通した集落の合意形成に対する支援活動として、上之郷地区の1つの任意組合を支援しているところですので、今後の見通しにつきましては、これからの話し合いによるものです。

御質問の2点目、荒廃した耕作放棄地への適正な管理指導については、これも国の日本再興戦略の中で、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地、耕作放棄予備群も解消対策の対象とするとともに、耕作放棄地の所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうか確認したり、所有者不明の耕作放棄地について、公告制度を使いやすくし、裁定により同機構に利用権を設定するなど、手続の大幅な改善と簡素化を図るとし、本町においても、農業委員会が農地の利用状況や耕作放棄地の所有者に対する意向調査を実施し、意向どおりに取り組みを行わない場合は、農業委員会が農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に岐阜県知事の裁定により同機構が農地中間管理権を取得できるものとなっております。

昨年10月から11月にかけて農地パトロールを地区ごとに実施し、対象遊休農地126筆5.6ヘクタールを確認し、特に確認を必要とした7筆4名に対し、意向調査票を発送しています。

しかし、何らかの事情で農地を所有することとなった所有者が農地としての管理意思を持たず、最終的に農業委員会が非農地判定をした場合、これ以降、農地として取り扱われなくなることから、山林化し、周辺農地への改善には至らないことに加え、最悪この制度を悪用し、農地法を逃れる悪質な土地利用も誘発するおそれもあることから、本町では、既に平成22年度から御嵩町耕作放棄地対策事業補助金交付要綱を整備し、荒廃農地の発生防止に努めております。

しかし、所有者と借り手の調整がつかない農地ではこの制度も活用できず、耕作放棄地が目

立つようになってきています。今後も、農業委員会と行政による耕作放棄地の解消に向け、適正管理を促す対策を進めるほかありません。

山田議員には、役場職員を御退職後、地域の農地に目を向けられ、約1ヘクタールの農地を保全していただいておりますことに、御苦勞に頭が下がる思いです。私も、年老いた両親が生活に苦しいときに、親から米さえつくっていただければ何とか食べていけるからと、財産分けを受けた1反ばかりの農地、自分の目が黒いうちは田んぼは田んぼとして管理していくと頑張っています。鋤頭の両親のこの気持ちに添うように、私自身も手伝ってはいますが、私の息子の代は耕作放棄地になるやもしれません。

今回の御質問の了見は、いずれもまずは地域での話し合いによる意思決定が最優先と考えています。地域で人・農地プランの作成に着手いただき、地域での農事法人化や会社法人の参入を検討するなどのほか、古民家や空き家などを準備し、他地域から移住・定住者を受け入れ、古くからの農業の踏襲ではなく、新たな農業を地域でつくり上げることが必要ではないかと考えておりますので、今後も農業者の先陣として、また本町の議員としての両面から知恵をおかしくされればと思います。

続きまして、御質問の2. 避難道路の新設についてと題され、土砂災害特別警戒区域にされている谷地区に通ずる避難道路の新設見通しはであります。

平成11年6月29日に発生した広島災害を契機に、平成13年4月から土砂災害防止法が制定され、御嵩町では、平成19年から20年度の2カ年で警戒及び特別警戒区域指定のため基礎調査を岐阜県にて実施いただき、平成23年3月8日以降、土砂災害警戒区域指定（イエローゾーン）が127カ所、うち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が113カ所指定されています。また、平成22、23年度の2カ年にわたり発生した豪雨災害からも、谷自治会にお住まいの皆さんのことを心配しているところでもあります。

災害の発生が予測されるときには、行政からの情報をできる限り早く出していますが、自治会の皆さんで声をかけながら、早目早目の行動をとっていただきたいと切に願っております。

また、災害は豪雨災害だけではなく、地震も想定しなければなりません。地震発生時では、早目の行動は選択肢になく、御自身の状況や周囲の状況を確認しつつ避難することとなります。このような状況も想定しつつ、時間はかかりましたが、岐阜県において県道井尻・八百津線、井尻地内の道路狭小区間改良工事を実施いただき、さらに現在は谷地内の狭小区間の改良を要望すると同時に、旧谷集会場付近での崖崩れの復旧工事を要望しています。まず、今ある道路の機能強化を推し進めている状況にあるということです。

御質問にありましてとおり、平成27年10月9日付の自治会要望を受け、直ちに現地へ赴き、自治会が要望される路線を確認し、平成27年10月28日付にて本町の回答をさせていただいてお

ります。

谷自治会が避難路として要望された路線は、町道に認定されている上之郷64号線を新たに整備し、県道井尻・八百津線と町道井尻・大久後線、愛称エコロードを連絡させ、災害時に避難路とするものですが、この間の距離は約360メートル、高低差は約50メートルとなります。現状の上之郷64号線においても、幅員不足と急勾配から、そのほとんどを自動車交通不能区間として管理しているものであります。ここに今の道路法に適合する町道を建設するには、道路構造令に規定される道路勾配12%以内で計画することとなり、現在の道路の拡幅をするだけでは道路の建設はできないことから、そのほとんどに新たな用地を求めることとなることに加え、道路の線形から多額な費用を要するものと判断ができ、やむを得ず現時点での事業化をお約束できないものとして御回答をさせていただきました。

御質問の中で御提案のありました辺地対策事業債を活用した総合整備計画の見通しは、平成27年度から31年度までの5年間の事業を計画しており、現時点で次の計画に盛り込む、あるいは現在の計画を変更するお約束はできないものと判断しておりますことを御理解いただきたいと思えます。

私からの御答弁は以上であります。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

先ほどは、葛西参事、額副町長に対する質問もしていただきました。何をやるにしても人の知恵と人の力と思えますので、そういう意味では、議会の皆さんにも気持ちよく送り出していただけるという人間関係は本当に大切であり、ありがたかったなと思っております。私のほうからお礼を申し上げます。

山田議員の答弁のほうに移ります。

御質問は、谷地区の災害時の孤立を避けるべく避難道路を新設してほしいという要望であり、その財源については、地方債に辺地債を使えという御提案であります。

まず現在の被災の状況の確認等は、被害の拡大そのものもあるやもしれないということもあり、そして復旧方法をどうするのかという研究などで通行どめになっております。谷地区のみならず、この道路を利用されておりました皆様方には、大変利便性を欠くという状況になっておりますことを心からおわび申し上げます。

さて、私の基本的な道路に対する考え方、概念を申し述べておきたいと思えます。

それは、地区によっては孤立化する集落が出てくるようなところは、絶対に避けていかなけ

ればいけないと。かなり遠回りをして、国道のほうへ出ていけるとか、幹線道路へ出ていけるとい状況であれば、それは時間が解決することでもありますので、その期間はどうぞ御辛抱をしていただきたいというのが本音であります。結論は、道路がループ状になった状態になっていれば、とりあえずはそれでしのいでいただくということが、私自身の道路に対する考え方です。理想としては、全てを途中でつなぎ、網羅させることであらうけれども、なかなかそれは国全体のあり方も含めて、御嵩町としては対応が全てできるというものでもないと考えております。優先順位という問題もありますので、そうしたことを考えながら、道路についても充実させていただきたいという思いはございます。

山田議員が行政マンでありましたので、町財政の状況というものは、今、ほぼ良好であるということは理解をしていただけているかと思えます。予算書や決算書を見ていただければわかるかと思えますけれど、一般会計の地方債というのは、先ほど言われた充当率と措置率などを考えていけば、現段階でなら、御嵩町は、御嵩町の基金で全額返そうと思えば一般会計分は返せる状態にある。まだ基金が残るであろうと私は計算をしておりますけれど、この9年間にわたって行財政の改革をしてきた結果が、現在の行財政の状況をつくり出すことができているという、私自身は自己評価をしております。お金の問題だけではなく、即、避難道の建設を具体化させるというのは、この期間は無理かなということは感じております。

昨年4月に平成27年度から31年度までの新たな総合整備計画をお示しいたしました。この整備事業は3事業でありまして、総事業費6億5,740万円を投じる計画であります。結果的には金額やそれら事業の変更など、今後も出てくるかと思えますけれど、とりあえずはその3点の事業を進捗させたいと考えております。この5年間という計画でありますので、この5年間については、この3点に全力を注ぎたいと考えております。

28年度、来年度はもうすぐにやってくるわけですが、28年度最終には、上之郷地区では長年懸案でありました水道未普及地域がほぼ全て完了すると、事業が完了することになります。また、上之郷地区に現在進行形でやっております防災コミュニティ施設も竣工をいたします。まずはこの2つの大きな事業をなし遂げた上で、辺地計画に基づいて、有利な財源であるのは十分承知しておりますので、3点の事業にあわせて、全力を傾けてこの2つの事業をなし遂げたいと思っております。少なくともこの5年間、32年度からできるのであれば、また検討するということになると思っておりますので、それまでは優先順位をつけた上での事業展開になるということに御理解をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔9番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

ありがとうございました。

まず農業振興策のほうでございますけれども、確かに今1件、そういう話があって、協議されているということでもありますので、本当にありがたいと思いますし、また先ほど私が申し上げました上之郷地区で3名から4名の作業を請け負ってみえる方につきましては、全て70歳以上の方ばかりで本当にちょっと心配していますので、何とか法人化できるように頑張っていたきたいと思いますし、それができれば、先ほど申し上げました耕作放棄地についても、田んぼの真ん中にあるやつなんで、話によれば、それも解決できるかなという思いもはっきり言っていますので、そうした法人化に向けて頑張っていたきたいと思いますし、私たちも応援していきたいと、こんなふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

それと谷自治会の避難路のことにつきましては、私のちょっと言葉が足らなかったかもしれませんが、当然27年から31年までの総合整備計画が決まっておりますので、当初から32年以降のことを思って質問させていただきました。そうした中で、やはり県道の機能強化については今までどおりに進めていただきたいと思いますし、32年以降に有利な補助金が来ればいいんですけども、なかったら、それもちょっと隅に置いていただきたいと、こんなふうにして質問させていただきました。

これをもちまして私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

続きまして、3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

議長のお許しが出ましたので、質問をいたします。

今回は伏見小学校校舎についてお伺いしますが、特に私が言いたいのは、教育現場のあり方と、それから学問を受ける環境整備の緊急性を問うというのが課題であります。

昨年の7月24日に、御嵩町町制施行60周年の記念行事の一環として、御嵩町議会の議場で町内の小学生が議員となって子ども夢議会を開催されました。各小学校の児童数に合わせて、伏見小学校は4名の子供議員が選出されたようです。

私は、この伏見小学校の子供議員がこの議場で質問をした内容を、9月1日発行の「みたけ議会だより」ナンバー118号で知ることになりました。記載されていた質問内容の全文をここでちょっと朗読させていただきます。

伏見小学校は町内で一番古く、歴史のある学校です。古いために雨漏りがひどく、授業が中断することが何度もあり大変困っています。快適に過ごせれば勉強に集中ができ、いざという

ときの避難所として使えます。安心して過ごせる学校にしてください。

これを読んだ私の心にぐさっと刺さりまして、それ以来、頭から離れることがなかったわけですが、一度伏見小学校にお邪魔して校舎の内部を視察したいと思ってから6カ月が経過した2月1日に、校長、教務主任だと思っていましたが、どうも教頭だったようですが、お会いしました。視察前にこの子ども議会の質問に対して教育参事の答弁は、その都度修繕はしているとのことで、それから平成27年9月11日の民生文教常任委員会で一連の質問があり、町長の改正方針の発言で、雨漏り対策として屋上に太陽光パネルを載せてはというようなことが言われていることも承知の上で、また子供議員の質問で、子供が言うことであるので、正直軽い気持ちで伏見小学校へお邪魔をいたしました。ところが、想定以外の箇所を次から次へと案内をされました。

この平成の時代ではなく、また昭和、我々の時代でもこんな光景は見たことがありません。余りにも教育現場とは思えませんでした。児童にとってふさわしい教育環境ではないところを目の当たりにしてまいりました。これまでに歴代の地元議員、PTA各役員、校長からも意見・要望等はなかったのでしょうか。加藤議員、大沢議長は、さきの9月11日の民生文教常任委員会で質問をされております。

次に、私の目には、次のようなところが目に入ってまいりました。

1つ、玄関のドアのすき間、5センチから6センチであります。ゴムパッキンが取れたままの状態。2つ目に、玄関の北側ですが、両開きの引き戸だと思いますが、その鍵が壊れておまして、そこに針金のVにしたものが6カ所、刺してあります。それから3番目ですが、現雨漏り箇所の下にバケツ、たらい等が設置、廊下3カ所、それから階段の踊り場1カ所。それと4番目に北側校舎の3階ですが、男子・女子トイレ、タイルなし、剥がしたままです。そういうところを見せられました。それから5番目ですが、壁には各所、南、北、問わず亀裂箇所がたくさんありました。それから6番目として、音楽教室の床のじゅうたん、ガムテープで張ってあるところを見まして、非常に見た目が悪く、学校の教室だというふうに感じられませんでした。それから7つ目に、南校舎北側の外壁塗装が今にも全面剥がれそうな状態でした。デジタルカメラで7カ所を撮ってまいりましたが、私は、その各状況は見逃すことができません。これは、いずれも2月1日現在のことであります。

伏見小学校には、今年度予算上、屋根の防水工事のみで、町長が以前に述べられた御意見など、学校教育課には反映されていないように感じますが、どうでしょうか。町長の弁では、学校教育課のほうが財政にしっかりと説明をして予算を確保しろよということを私は言っておると。私が述べた問題提起は、到底近日には解決しないでしょうが、将来、御嵩町を背負って立つ児童たちが集中して学問を受ける、学ぶ環境ではありません。私は、御嵩町近隣の市町村に

はない教育現場だと思いたすが、どうでしょうか。緊急性を要する課題であり、教育の現場環境整備にもっと町政の力を注いでいただきたい。

私は昨日、一応伏見小学校のほうへ確認をいたしました。私が先ほど述べた1から7項のうち、1の玄関のドアのすき間、パッキンの工事ではありますが、これは工事済みでした。それから2番目の北側のドア、両開きですが、6カ所ありますが4カ所は済み、あと2カ所はどうも来年度のようにあります。それから音楽教室のじゅうたんの件ではありますが、どうも一般寄附で、今週、あす、あさって工事をされるそうであります。

以上、工事済みと工事予定があることを報告申し上げます。

質問といたしまして、1つ、これまでに歴代の地元議員、それからPTA役員、校長等から意見・要望等はありませんか。

それから2つ目といたしまして、今年度、伏見小学校には予算上、屋根の防水工事、どうも800万円ぐらいかかる工事らしいですが、320万円の工事で大丈夫でしょうか。町長の以前述べられた御意見、先ほども申し上げましたが、学校教育課に反映されていないように感じますが、どうでしょうか。

4つ目、この近隣市町村にない現場だと思いたすが、その辺はどうでしょうか。

それから町長も、学校の校門をくぐるとあの校舎が見えると。ここで勉強させているということは、うんというふうに思うということを以前述べられたことが思い出されました。

以上、教育参事、町長の御見解をお伺いいたします。

議長（大沢まり子君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、伏屋議員の伏見小学校校舎について、教育現場のあり方と学問を受ける環境整備の緊急性を問う御質問にお答えをいたします。

御嵩町教育委員会は、子供の安全を守るため、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう安全確保に努めております。特に学校施設の整備については、安全・安心な学校管理のため、学校施設整備の計画的な整備・点検を行い、学習環境の向上を図っています。

伏見小学校の南舎は昭和41年度に建築され、築49年が過ぎようとしております。平成4年度から平成5年度には外壁、校長室、職員室、各教室、廊下・階段の大規模改修を行い、学習環境の向上を図ってきました。また、平成10年度に耐震補強工事を行い、地震に強い校舎にしてきました。御指摘の雨漏りの関係の最近の修繕状況につきましては、平成18年度から24年度にかけて屋根防水工事を行い、雨漏りをとめる努力をしてまいりました。

北舎は、昭和54年度に建築され、築36年が過ぎようとしています。平成4年度から5年度の

南舎の大規模改修にあわせて特別教室の改修を行いました。また、平成9年度に耐震診断を実施し、耐震の結果、耐震基準を満たしていると判定されております。

体育館は、昭和55年度に建築され、築35年が過ぎようとしています。平成20年度に耐震補強工事を行い、安全な体育館にしてきました。

プールは、平成元年度に完成し、26年が過ぎようとしています。平成24年度にプールの塗装を行い、学習環境の向上を図ってきました。そして毎年、安全・安心な学校管理のために、校長先生からは修繕の要望を出してもらっています。また、民生文教委員会の学校視察や教育委員訪問等でも修繕箇所の指摘をいただいております。しかし、予算の関係もあり、教育委員会として要望された全ての修繕には対応できませんので、優先順位を決めて実施をしております。

学校では、職員みずからの手で毎月安全点検を行っています。観点は、児童の安全にかかわるもの、環境の向上にかかわるもの、防犯にかかわるもの、修繕を有するもの等でございます。

また、職員みずから修繕できるものは直しております。例えばプールサイドの劣化したゴムマットの撤去、体育館入り口の通路のタイルの張り直し、手洗い場の水漏れ直し、扉の錠前の取り付け、トイレのタイルが剥がれそうなところがあれば、職員で一部をはがしたり、渡り廊下を新しくつくったりして、安全・安心な学校管理を行っています。

また、雨漏りに対するよう、いろいろ工夫もしております。春には音楽室の壁のペンキ塗りの予定をしております。PTAも、奉仕作業として教室や廊下の壁のペンキ塗り、転落防止柵の設置、廊下の床磨き、体育館のワックスがけ等に取り組み、安全・安心な学校になるよう努めていただいております。地域の方々の学校に対する思いも強く、草刈りは年3回実施していただき、庭木等樹木の剪定も長期休業日に実施していただき、安全・安心な学校になるよう努めていただいております。子供たちも、負けずに黙々掃除に取り組んでおります。校舎をぴかぴかに磨いております。

このように、近隣市町の状況と比べまして、伏見小学校の校舎は古くなってきておりますが、地域と親と先生と子供たちが一体となって安全・安心な学校づくりに努めてみえます。まさによい環境でよい子が育つの見本でございます。伏見地区の皆さんの誇りを感じております。

伏屋議員から指摘のありました7カ所の状況をここで説明をさせていただきます。

玄関扉のすき間、玄関北側の扉の鍵は、学校からも要望がございまして、先ほど伏屋議員が御説明にあったとおり、すき間についてはもう既に修繕済みということで、北側の扉の鍵は6カ所中4カ所、あと残りは年度末までには修繕を行う予定でおります。雨漏り関係につきましては、新年度に320万円の予算を計上しております。太陽光パネルのことにつきましては、今後検討していきたいということで、まず緊急性ということで、新年度は320万円の防水工事の予定をしております。トイレの壁は、1月にトイレの剥がれが発見されまして、安全性の確保

のため、職員や業者により緊急にタイルの撤去を行い、新年度に壁の補修を予定しております。音楽室の床は、今年度中に修繕を行う予定ということでございまして、先ほど伏屋議員がおっしゃったとおりでございます。壁の亀裂と外壁塗装は、安全面や機能面を考慮し、今後修繕箇所を判断してまいります。

今後の伏見小学校の校舎につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき改築等を検討していきます。既に教育委員会としては、この数年、校舎の改築等を念頭に、長寿命化の校舎改築のあり方の調査や先進的な木造校舎の見学等を進めております。改築等が実施されるまでは、安全面や機能面でのふぐあいの発生など、総合的に検討しながらきちんと修繕を行い、安全・安心な学校になるよう努めてまいります。よろしく願いをいたします。

以上で伏屋議員の答弁を終わります。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

私のほうに答弁ということでありまして、正直申して、今答弁の用意をしておりません。そういう意味では、私の基本的な考え方をしっかりと申し上げたいと思うんですけれども、お金というのは大切に使うというもの、それは少なければいいという話じゃない。無駄になるお金を使わないということだと思えます。

今回300万円を超える防水関連の事業をやるということになっておりますけれども、これで完全にとまるかどうかということとはわからない。3,000万円でも完全にとまる方法を考えたほうが良いというのが私の主義です。これは長年、自分で建築をやってきましたので、そういう部分の上手なお金のかけ方というのも研究が必要だと思います。教育長以下には切腹するつもりで300万円を使えと言っておりますので、かなり厳しく今後チェックをしていくと。

理屈がわからないとこういう対応というのはできないということになります。タイルがなぜ剥がれたのか。多分雨漏りが原因でタイルの裏に水が入り込んで、寒いときですから凍ったり解けたりしているうちにタイルが剥がれていく、こういう理屈があるわけですから、そこがわかっている人間がやらないと完全には直っていかないと私は思います。そういう意味では、4月以降取りかかる防水工事など、一連の補修については、一回業者を全部かえてみるというのが一つの手かなと思います。何度やっても同じ防水工事屋であると、残念ながら同じところにしか視点が行かないということもありますので、そういう刺激を与えつつ、真剣に探してもとを絶つという事業を展開させるということを現段階では考えております。

あと、やはり老朽化というのがあるわけですから、少なくとも建て直し等々が視野に入ってきたら、逆に余りお金をかけないというのが利口なお金の使い方ということになってくると思

います。

ただ、本当に申しわけないなと思いますのは、私に逐一全てが情報として入ってくるわけではございません。ただ、教育環境として、どう考えても雨漏りの水をたらいか何かで取っているということ自体異常であるということは、早く報告があれば対応ができたのではないのかなあということは思っております。

非常に恥ずかしい問題ですし、逆に建物というのは、雨の守り、水の守りをしっかりしていれば、おおむね年数はクリアできると、かなり長期にわたって使うことができるということになるのも事実でありますので、物を大切にすることというのは、そういう知恵を絞っていくということになるかと思っておりますので、そうした点も踏まえてしっかりと対応していくと。

タイミングとして慌てたわけではないんですけど、私の一任でしたが、音楽室の床は張りかえてやると、寄附でどうだという話で段取りをしたみたいです。そういう意味では、願いをしたわけではないわけですが、PTAの関係で何とかしたいという思いがあったようですので、ならばお願いしようということで、音楽室については張りかえがされると伺っております。

なぜかいろんな問題が、過去行政マンでもかなり有力なポストについた方も何人もお見えになるんですけど、なぜか奥ゆかしいのか知りませんが、伏見地区は本当はクリアしておかなきゃいけない問題がたくさんあったのになというのが私の感想であります。そういう意味では、地域に偏することなくしっかりと対応していきたいと。特に学校の大切さというのは、施政方針演説でも述べましたように、子供たちは未来を担っていく存在でありますので、教育環境を整えていくというのは、当たり前のことです。

こういう部分について補修をしていくということは、物を大切にすることでもありますので、予算の確保というのは、先ほど山田議員の御質問でもお答えしましたが、そこまで金がないわけではありませんので、予算の確保ぐらいしっかりやれということは常々私は言っておりますので、これから厳しく指示をしまして、問題の解決に向けて取り組ませるようにいたしますので、これを私の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[3番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

教育参事、それから町長、いろいろと答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

伏見小の児童たちの夢というか、あれをきょうは実現していただくように質問しましたが、

貴重な御意見をいろいろいただきましてありがとうございます。私は、まだまだ議会質問に対する勉強が足りないところがございますが、今後十分に研究を重ねていきますので、よろしくお願ひします。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、伏屋光幸君の一般質問を終わります。

続きまして、12番 谷口鈴男君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

12番（谷口鈴男君）

お許しをいただきましたので、さきに通告をしておきました2点について質問をさせていただきたいと思ひます。

なお、回答欄には部長と町長という申し込みはしてありますけれども、ほとんど内容的には部長で足りるかなと思ひますが、その経過とか、そういうものについては、全て部長答弁で結構でございます。必要に応じて町長に答弁いただければ、それはありがたいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、まず町内の防火体制と防火水槽、消火栓の適正配置についてということで質問をさせていただきたいと思ひます。

先月2月10日に中地内の愚溪町で発生した民家火災は、6戸を焼失するという大きな火災災害となりました。この燃焼拡大の最大の原因は、当時風が相当強かったということと、建物自体の構造的な問題もありますけれども、それに加えて水利の悪さがかなり影響したのではないかなと、そんな危惧をしております。

被害を最小限にとどめ、住民の生命と財産を守ることは最優先課題であります。町内には多数の防火水槽及び消火栓は設置してありますけれども、先般の愚溪町の火災につきましては、愚溪町地内には防火水槽1基、それから消火栓1基ということで、当然水が足りませんでしたので、愚溪寺のため池から水を引く、そしてさらに禅堂平のため池まで入りまして、そこから防火用水のところへ補給をするというような形で対応していただきました。そんな中で、今回の火災では十分な機能が果たせたかどうかというのは、検証をしていかなければならないと思ひます。

まず大事なことは、防火用水にしても、消火栓にしても、実は町のほうではかなり広範囲にきめ細かく消火栓等を配置しておっていただけます。ただ、その辺の設置基準であるとか、設置するための利水条件、これは水道管の口径の大きさだとか、それから近くに、いわゆる河川、ため池等がある場合に、その辺の利用等も含めて全般的な防火体制というものをしいていくの

が原則でありますけれども、今回の火災につきましては、特に対応が少しおくれたというか、消防団員にとっては、あの寒い中、約5時間、6時間にわたって本当に必死に作業をやっていただいた状況がございますけれども、防火体制として、利水の関係では十分な機能が果たせなかったのではないかなあと、そんな思いを持っております。

火災につきましては、初期消火の大切さなどを考えると、先ほど指摘しました消火栓などの適正な配置及び設置がまさに必要であります。そういう中で、現状どのような状況であるのか、また今後どのように対応するのかにつきまして回答をいただければありがたいと。

特に消火栓・防火水槽につきましては、国道沿いであるとか、今度新たに設置されましたバイパス沿いについては、もう既にこれは計画的に相当程度設置されておりますけれども、国道から北、集落ですね。例えば中地区におきましては、北屋敷、大庭、それから長瀬、新木野の中間、こういうところは、全般的には利水条件によっては少し悪いかなど、そんな思いを持っておりますので、その辺のところ、現状、そして今後の対応に対してお答えをいただければありがたいというふうに思います。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、防火水槽及び消火栓の適正配置について、谷口議員の御質問にお答えいたします。最初に、消防水利施設が町内でどれだけ設置されているのか、また法令等で定められた設置及び配置基準について御説明いたします。

現在、防火水槽及び消火栓の町内における設置数は、防火水槽が151カ所、消火栓が437基であります。これら消防水利施設の配置基準は法令等で定められています。消防法第20条で、消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。また、同条第2項では、消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする規定されています。この消防法の規定を受けて、消防庁が消防水利施設の具体的な配置基準を各市町村に勧告しています。その内容は、市街地及び密集地域において、防火対象物から1つの消防水利に至る距離、これが半径120メートル以下に設置することとなっております。

次に、愚溪町自治会での消防水利施設の配置状況について述べさせていただきます。

愚溪町の消防水利施設は、東方面に町道中2-9号線、愚溪寺西側に消火栓1基が、南方面では、町道中20号線にも消火栓が1基、さらに北方面では、今回の出火元の裏手に40トン槽の防火水槽が配置されています。これら3カ所に設置した消防水利が愚溪町の自治会をトライアングルのように囲み、さきに説明しました消防水利施設の配置基準を満たしています。

なお、法定基準に基づき整備された消防水利以外に、愚溪寺が所有・管理する防火用ため池、

出火元北側山地の禅堂平ため池も今回の火災に際し、水利として活用しています。このことから、燃焼拡大の最大の原因は水利の悪さではなかったのかと議員は危惧されておりますが、そうではないことを御理解いただけたと思います。

それでは、2月10日水曜日夕刻、愚溪町で発生、全焼家屋6世帯、類焼4世帯と、なぜ被害がここまで拡大したのか。当日の状況を説明したいと思います。

2月10日17時43分、可茂消防事務組合通信指令室にて火災発生通報を受電する。御嵩分署から速やかに消防タンク車1台、水容量1.8トン、南消防署から消防タンク車、水容量2トン、水槽車、水容量10トン、さらに工作車、指揮車及び救急車、各1台が出動しました。17時44分、防災行政無線にて消防団緊急出動要請の放送、あわせて御嵩町消防団員に対し、火災発生のお知らせがそれぞれなされた。

御嵩分署タンク車が17時48分ごろ現場到着した際には、既に建物全体に火が回り、あちこちから火炎が噴出し、北風も強く吹いていたため、噴出した炎や放射熱により火元に近寄るのが危険な状態であった。いわゆる火災最盛期の状況であり、隣接する建物の延焼防止に重点を置く消火活動となりました。

その後、18時3分ごろに南署タンク車が現場到着し、順次水槽車、工作車など他の車両も到着、消火活動に当たった。そのほか、南消防署からは化学車1台、広報車1台、さらに救急車1台が加わり、御嵩分署も含め合計9台の車両と、南署長以下25名の消防士が出動しています。

御嵩町消防団は、ポンプ車5台、積載車1台の計6台の車両と、団長以下72名の消防団員が出動し、消火活動を行った。愚溪地内における消防水利は、さきに説明しましたとおり、防火水槽1カ所、消火栓2カ所、そのほか愚溪寺西側に寺所有の防火水槽がある。火元北側、一番近い防火水槽からは消防団第3分団が給水し、ポンプ車と可搬ポンプにより消火活動を行った。また、第1の2分団のポンプ車が、北側山地の禅堂平ため池よりホースを多数連結し、この水槽の水の補給を行った。愚溪寺所有の防火水槽からは第1の1分団ポンプ車が給水、第2分団ポンプ車に中継し、第2分団はみずから消防活動を行ったほか、御嵩分署タンク車に水を補給した。その後、水量補給のため、第1の1分団は愚溪寺西側の消火栓から第2分団ポンプ車に給水した。愚溪地内南方面の消火栓からは第4分団ポンプ車が南署水槽車に中継したほか、南署化学車に中継、または水から消火活動を行った。

火元の消火活動を行っている途中において、愚溪寺西側の竹やぶに飛び火したため、南署水槽車が消火活動を行った。消防署タンク車は水槽を装備しているため、水利から給水することなく、到着後すぐに消火活動を行えるが、水槽が空になるまでの5分から10分の間に水を補給することが求められる。このため、御嵩町消防団が補給体制を担い、放水が途切れることなく消火活動を継続することができた。

19時38分、火災鎮圧、21時35分に火災鎮火となった。その後、ほとんど使い果たしたホースの撤収作業や防火水槽への補給のため、地元第3分団以外の解散は23時35分であった。引き続き第3分団が徹夜で現場待機をし、再燃の処理に当たる。翌2月11日木曜日午前2時、2時30分、5時38分と都合3回の消火活動を行い、9時に撤収した。現場での従事時間は15時間を超えた。

以上のことから、現場の防火水槽、消火栓の消防水利施設を十二分に活用、その機能を果たせたと思慮している。また、気温がどんどん下がる冬の夜間における消火活動であったにもかかわらず、水浸しになって筒先を操作し、とび等で活動した消防団の消火活動は、日ごろの訓練の成果であると考えています。

しかし、全てがうまくいったわけではありません。消防団のポンプ車は、消防署タンク車とは違い、水利を確保した上で消火活動を行わなければなりません。一部の箇所、地元の道路事情にふなれな分団が、消防車の配車位置を火元に近い位置に停車し、消火準備に入りましたが、他分団等の機材が手いっぱい水の供給を受けることができなかつたため、みずからのポンプ車を水利近くに再度移動したことから、放水までに時間を要してしまいました。現場で地域住民から非難されたのは事実であり、今後に向けて反省すべき大きな課題であります。

この事態を受け、その後、開催した消防団本部役員会において、火災現場に到着後、消防団車両が速やかに水利地点への配置を終えた上で消火活動を開始するように再確認し、今後徹底することとしました。さらに消防活動能力を向上させるべく、団長以下役員一同、決意を新たにしたところであります。今後とも地元消防団への御理解、御協力をお願いするものであります。

また、火災発生時において、地域の方々が消防水利の場所を教えていただき、消防団に協力していただくことなどが、消火活動を速やかに行う上で非常に重要であります。行政としても、自治会、自主防災組織への啓発を重ねていきたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

先ほど質問の前におっしゃったとおりで、基本的な部分は、今、寺本総務部長が答えましたので、ちょっと私にとってはレアなケースでありましたので、その点について触れながら答弁をしたいと思います。

まず2月10日、愚溪町で発生しました火災により被災された皆様に、心よりお見舞いを申し

上げます。消火に当たっていただいた可茂消防、御嵩町消防団の皆様や、人的被害を最小限に食いとめていただいた全ての皆様に心から御礼を申し上げます。

地域によって、非常に高齢化が進んでいるという地域もふえてきております。そういう意味では、災害時の体制に弱い自治会というものがあるということは改めて認識できました。これを教訓に、今後の防災対策についてもいま一度洗い直していきたいと、このように考えているところです。

私自身はちょうど渡米している時の話でありまして、第一報は現地時間午前3時過ぎに入りました。留守にする際に副町長に全て任せるということでありましたので、少なくとも私のほうから連絡をとるのはいかなものかなということで一瞬逡巡はいたしましたけど、常識的な範疇で改めて指示をしました。消防団やそうした方々の、被災者も含めて、ボランティアもあつたでしょうから、その辺の対応をしっかりと指示をした後、寝るわけにもいきませんので、ソファに移って鎮火の報を待ったと。それ以降は徹夜になったということになります。

それがアメリカにおいて私が報告を受けて対応したことの全てでありますけれど、その後、帰国した際に報告を受け、新聞記事等も読み、また一般町民の方といろいろ話す機会もございましたので、どのような批判が出ているかということもつかむことができしております。今回の火災で私自身が得ました認識としては、とりあえずどこにいても連絡はとれるものだというところであります。そういう意味では、解放感というのは持って臨むべきではないということも教訓として感じました。

私も経験がありますけれど、火災時に見ていますと、1分が10分に感じられるほど、何をやっているんだといういらいらした経験もありますけれど、実際にはそう時間はたっていないというのが火災現場で起きる現象だと思います。手際がよさそうで悪そうであるとか、あそこに水をかけなきゃいけないんじゃないのかと、眺めて早く鎮火してほしいと願う方々はそういう思いで見られるということでもありますので、今までは「見せる消防」という言葉をよく使われてきたことがありますけれど、消防団に対しては「見られている消防」ということも今後は意識をして、手際よく現地では消火に当たらなければいけないということも、やはり批判の中にはあつたのではないのかなということは感じております。

部長もそうしたことについてはつかんではおりますので、今後、消防も役員の入替え等々がありますけれど、少なくともそういう点については、御嵩町消防団に対してお願いをしていくという立場で、今回の経験を糧に、また新たな充実した消防団になるよう、行政としても頑張っていきたいと考えておりますので、ぜひ被災者の大変な思いを我々は受けとめつつ、それを生かした消防にしていけるよう頑張っていきたいと思いますので、議会の皆さんにも御協力のほど、

よろしく願いいたします。以上であります。

[12番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

特に防火水槽については、使った後、網が破れたままの状態、付近で子供が遊ぶと危険でありますので、そういうところの対応もぜひやっておいていただきたいと思いますが、基本的には、消火栓の設置等につきましての、これは当然設置基準がありますし、ただ地形とか、周りの利水の関係によっては、必ずしも十分でない集落、地域もございますので、一度機会があれば総点検をしていただければありがたいというふうに思いますし、それからどこに消火栓があるかというのは、割と住民の方はよく知らない。したがって、その辺の啓蒙活動もあわせてやっていただければありがたいかなあと、そんな思いを持っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは次に、町道御嵩119号の交通どめについてということで質問をさせていただきたいと思います。

この町道御嵩119号線というのは、若宮地内の消防署の裏の地域に当たるかと思いますが、かつて2年連続で町内を襲いました豪雨災害によって被災した唐沢川が、これは国や県によって河川改修をやっていただきました。それに伴って若宮地域の堤体道路も整備をしていただいた。4メートル道路をつけていただいたということで、非常に風通しのいい地域に変貌してきております。そんな中で、消防車、緊急車両等も中まで入れるというようなプラスアルファの整備をしていただいたということについては、非常に好評であります。

しかし、その道路に昔から使われておりました隣接する町道御嵩119号線が、これは平成25年だと思えますけれども、そのころに、これは個人名は避けますけれども、土地の所有者の方の、いわゆる私有地が公道の道路の供用されておった部分にあるということから、その私権を行使されまして、そしてそこの交通ができなくなった、そういう問題があります。この道路は従来、唐沢川にかかる人道橋とあわせて地域の住民の皆さん方の生活道路、また子供たちの通学道路としても利用されておまして、あそこの中は割と道路が入り組んで、非常に車の出入りがしにくい一角になっておまして、今回、この119号線と唐沢川の堤体道路、この接点がかうまくいけば緊急車両がその裏まで入り込める、緊急車両も入っていけるという地域にとっては有効かつ大切な道路であります。

したがって、この交通遮断につきましては、行政当局は警察との公安協議の中で、危険だか

らということで交通どめの対策をとっておられますけれども、地元からは何とかそれを早期に解決をし、車両が通れるようにということで、かなり私どものほうにまで苦情が実は来ておりますし、町のほうに対しては、これは町内要望で多分出ておるかなと思います。この問題について、平成25年以降、かなりの年月がかかってきております。その間、いろんな問題があるかと思えますけれども、なぜこのような問題に発展してきたのかという原因の究明も含めながら、それよりもさらに話し合いの中で、これはうまく解決できる部分ではないのかなあと、そんな思いを持っております。

したがって、これはいつまでも放置できない問題でございますので、今日までの経緯、そして今後、早急に解決できるような対策をどう考えておられるのか。これについて御回答いただければありがたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

では、谷口議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問は、町道御嵩119号線の交通どめについてと題され、この町道のアスファルトが敷地の地権者によってはがされ、現在交通どめとされているが、町はいつまで放置するつもりなのかであります。私からは、この件の経緯と今後の対応について御答弁をさせていただきます。

その前に、この町道御嵩119号線の通行どめにより、地元の住民の皆様を初め、道路利用者の皆様に大変な御迷惑をおかけしておりますことにおわびを申し上げます。

本件は、道路法で私権を制限する条文として第4条に、道路を構成する敷地、支壁、その他の物件については、私権を行使することはできない。ただし、所有権を移転し、または抵当権を設定し、もしくは移転することを妨げないとしており、公道敷地内私有地の存在を認めながら私権の行使を制限しています。

また、同法の第43条では、道路に関する禁止行為として、何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならないとした上で、第1号に、みだりに道路を損傷し、または汚損すること、第2号に、みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすることを禁止しております。

御質問にありましたとおり、平成23年9月20日に発生した台風15号に伴う豪雨により、1級河川唐沢川が氾濫し、非住家1軒を初めとする床上・床下浸水のほか、町道橋や河川護岸の崩壊などの被害が発生したことを深刻に受けとめ、岐阜県と御嵩町において、災害復旧を分担しながら工事を進め、現状に至っております。

この中で、今後の減災に向け、町道御嵩169号線を河川管理用堤防とあわせて新設するため、

各地権者へ事業への御理解と御協力を即座に依頼し、同意を受け、用地を確定し御協力をいただいたものでありますが、この御質問の土地の地権者にも、用地を確定した後、既に町道になっている土地は御寄附を、取り付けによる拡幅用地については用地買収をさせていただくことで同意を得ておりましたが、その後、地権者と近隣住民間での確執的な事情から、最後は私有地であることを理由に公物であるアスファルト舗装を剥ぎ取る事態となりましたので、道路管理者として直ちに可児警察署と協議し、町道の安全を確保することを最優先するため、やむなく通行どめの措置をとり、現在に至っているものです。

また、当時の自治会長様やお一人の住民からこの事態の説明を求められ、御説明に伺いましたが、地権者のことをよく御存じの様子で、それ以降の苦情はございませんでしたが、議員の皆様には何らかの苦情があったものと思慮しております。また、近隣住民は行政による対応と解決に期待を寄せられておられることと推察もしております。

経緯といたしましては、平成24年8月末までは事業計画のとおり進めておりましたが、9月に入りますと、急に町の用地買収には納得がいかないとの連絡を担当者が受け、その後、数回の話し合いを行いました。平成25年3月10日と11日の2日間で地権者が舗装を剥ぎ取る事態となり、翌日12日には可児警察署御嵩交番と、さらに翌日13日には可児警察署と協議し、同日、地権者へ事実確認をし、忠告をいたしました。これに応じる様子がなく、不測の事態に備え、3月14日木曜日より道路の通行どめを実施、あわせて同日中に道路施設損壊復旧命令書を地権者へ発送しましたが効果がないことから、4月12日付で注意書を送付し、以降、数回の面談を実施しましたが、とうとう電話にも応じていただけない状況が続き、平成26年1月15日には道路に石や草木を積み始めているとの通報を受け、現状を確認し、面談を試みましたが、かなわないことから、電話にて早急に復旧するよう強く求めました。

これ以降、町の顧問弁護士との協議を初め、弁護士名にて通知として書面を送付いたしました。とうとう地権者側からの弁護士から忠告を電話で受けることとなり、訴訟の可能性を認知しましたので、町の弁護士と協議を進める一方、道路法による行政処分に対する地権者からの聴聞、または弁明の機会を設ける必要があることから、これを本町の上級行政庁となる岐阜県が担うこととなりますので、岐阜県とも協議をしており、この中で、類似の前例もないことから、地権者への行政指導段階の継続を助言していただいたものであります。

しかし、今回の谷口議員からの御質問に至ったように、これ以上の御不便を地域の方々に強いるわけにもいかないことから、町の顧問弁護士との協議により、平成27年12月21日付にて弁護士名で再通知を送付し、現在は行政指導から行政処分段階へと移行しつつあります。

今後は、先々の展開を予測しながら、慎重に道路法や行政不服審査法、行政代執行法、あるいは刑事訴訟法に沿った対応を進めようとするものであります。

私からの答弁は以上となります。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

手短になりますが、私のほうは基本的な方針としての答弁をさせていただきます。

今、部長が答弁した、それが全てでもありますが、常識の範疇で解決を見ることができないのであれば、これは法的手段に訴えることは当然と考えております。また、本人も町民ではありませんけれど、一人の違法行為が広く町民の安全性や利便性を侵す事案については、毅然と対応していきたいと思っております。

こうした問題というのは、高齢化も伴ってくるかと思えますけれど、言った言わないというのが非常によくあります。心変わりというのもありますので、交渉事というのは、これから先ももっと難しくなってくるであろうとは感じております。そういう意味では、現場での打ち合わせ等々をした場合には、必ずメモなり何なりきちっとしたものを残して、できれば相手方にもサインをしていただくような形までやっていけば、また何か起きたときには、そうしたものが証拠として残っていくというふうには考えておりますので、こうしたやり方について、これから先はもっと高齢化といいますか、地権者が年老いてこられると、なかなか交渉事というのは、あっちへ飛んだり、こっちへ飛んだりという話にもなりかねないので、今回は相手方はそこまでの年齢ではありませんけれども、そういう部分では毅然と対応していく、また毅然と対応ができるようなものをしっかりと用意しておくということが大切になるかと思っております。御嵩町のスタンスは、これに限らず、あらゆるケースではしっかりと対応していくということを答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

本来であれば、地元の方でございますので、何とかうまく協議ができれば穏やかに処理していただければありがたいと思っておりますけれども、今日までの対応の中では相当難しい、困難な部分もあるという話も一部聞いております。そういう中で、今後行政処分も含めて、強権発動という不幸な形になるかもわかりませんが、いずれにしても早期改善ができるような努力をさらに進めていただければありがたいと、そんなふうに思います。

そう願いまして、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、谷口鈴男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時10分といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

私は、きょうは自治会活動の支援という点について質問をさせていただきます。

自治会は、住民相互の信頼関係や連帯感を基礎として、地域住民が地域の諸課題に対して主体的にかかわる機会を提供し、地域社会を維持する基本的な組織として機能してきました。例えばごみ収集場の管理やリサイクル活動、町内清掃や美化活動、交通安全活動などが自治会によって行われ、地域によってこれらに加えて集落維持のための協働活動や伝統文化の継承などが自治会活動によって担われてきています。

また、行政協力という形で、広報紙の配付や連絡事項の伝達など、住民に身近な公共サービスの提供を一部負担したり、地域の要望事項などを取りまとめて行政に反映させるなど、住民と行政のかけ橋としての役割も果たしてきています。

しかし、近年、自治会活動も時代とともに大きく変わってきています。ライフスタイルの変化等により地域内のつながりが希薄化したり、組織の加入率の低下や、少子・高齢化に伴い、役員のなり手がいないという組織存続の条件を欠く事態に追い込まれようとしています。全国的に見ても、多くの自治会で同じような問題に直面しており、マスコミでも特集が何度も組まれています。

こういった課題を乗り越えるために、先進的な自治体では地域組織の再構築に取り組み、自治会よりも広域の学区規模で住民組織の再編を図る動きや、新しいアイデアや行動力を持ったNPOなどとの連携を深めるなどの動きも多く出てきています。

さて、御嵩町では69の自治会があります。地域によって実情は異なると思いますが、少子・高齢化により多くの自治会が役員のなり手不足に直面しています。

私は、ある日、知り合いから自治会の役員のことで相談を受けました。その人の自治会では、高齢者が多いため、高齢のため役ができず、かといってその人の役免除を認めると、私も、私もという人が出てきて自治会が成り立たなくなるので困っている。ことし1年かけて自治会で

話し合って結論を出すことにしているが、ほかの自治会ではどうしているのだろうかという内容でした。その相談を受けてから、私は町内のいろいろな地区の人に自治会のことを聞いてみましたが、多くの自治会で自治会内の半数の組みかえを行ったり、高齢者の役を免除したり、役員の回る世代を若い人に持ってきたりと、今のところは何とか成り立っていますが、もう何年もすると担い手がいなくなるという声を本当にたくさんあちこちで聞きました。

また、役員の担い手不足から公民館委員が出せないとか、自治会長1人が全ての役を引き受けるなど、綱渡りのような自治会もあると聞いています。自治会が役員不足という事態は、1つ、2つの自治会だけなら何とかかなると思いますが、これから先、役員の担い手不足から自治会の崩壊という事態まで進展することも考えられます。現実の問題をともに議論し、協働できる地域社会を整備していくことは、自治体にとっても欠かせない課題であると思います。

今後、住民自治の充実を図り、地域の活力を高めるためには、これまで参加機会の少なかった若者を初め、あらゆる地域住民が自由かつ活発に参加して活躍できる仕組みづくりや運営をいかに図っていくかは、行政にとっても大きな課題であると思います。住民自治の問題だからといって看過できない課題であると考えます。

そこで質問に入ります。

1つ目としまして、町内の自治会の現状をどのように考えていらっしゃいますか。現状では、他地区の状況を知る機会もなく、自治会の役のなり手不足などの課題を相談できる体制もありません。2番目として、何か相談体制、あるいは支援体制がとれないでしょうか。自治会長は、自治会長連絡協議会会長を初め、花かざり推進協議会会長、消防友の会会長、地域緑化推進協議会会長など充て職が11ですね。産業祭の役も入れると12ですけれども、とてもたくさんあります。それだけではなく、学校行事への参加や敬老会への協力など多くの仕事があります。以前、この自治会長連絡協議会会長という役職につかれた方は、本当につらかったということもお聞きしました。充て職はいろんな課がかかわっていますが、庁舎内で横断的に一度これを見直すことはできないでしょうか。ということで、3番目といたしまして、自治会長連絡協議会役員の負担を減らすことができませんかということで、以上3点の質問をさせていただきます。御答弁をよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

岡本議員の自治会活動の支援についての御質問にお答えいたします。

自治会、いわゆる町内会は、戦時中の国家総動員体制、隣組が発祥と言われております。終戦を迎え、GHQによって一旦は解散をさせられましたが、その後に復活し、戦後は地域の自

主的活動を担う組織として根づき、運営されてきました。災害時には、いち早く住民の安否確認や炊き出しなどを行い、その存在価値を高めてまいりましたが、議員御紹介のとおり、自治会行事を取り仕切るだけでなく、回覧物の配付やごみ収集場の管理、地域の環境整備や防犯対策、高齢者の見回りなど、幅広い役割を担っていただいております。しかし、近年の高齢化社会の進展による役員の担い手不足や、個人主義による脱退者の発生など課題も多く、時代に即したミニマム化や法人化への動きもあるようでございます。

さて、第1点目の質問は、町内の自治会の現状をどのように考えるかについてです。

御質問の中にあつたように、御嵩町には69の自治会がありますが、自治会加入世帯数を広報紙などの回覧物を配付している世帯としますと、3月1日現在で5,272世帯となっております。これを住民基本台帳での世帯数で割ると約74%の加入率となり、加入世帯数、加入率とも年々減少傾向にあるようです。また、高齢化による役員不足など組織の運営上で困難な状態である現状につきましては、大変憂慮すべき事態であり、行政としましても可能な支援は講じていきたいと思っております。

しかし、69の自治会があるうち、400世帯を超え、30班近い大規模自治会もあれば、1桁の世帯数で組織されている小規模の自治会など個々に抱える地域事情もさまざま、到底行政が立ち入って具体的な特効薬を投じることは難しいと考えます。

第2番目の質問は、相談体制はとれないかでございます。

相談は、住民環境課のふれあい住民係担当窓口で担当しております。町内の各地域での情報収集や地域事情に応じたアドバイスの提供を実施する体制でございますが、役員不足など、実際に困ってみえる自治会内では、班の統合など対策がとられているようでございます。

また、第3点目、自治会長連絡協議会役員の負担を減らすことについては、関係機関や部署と協議・連携して、できる限りの負担軽減を図っていきたいと考えており、具体的には、関係する会議の同日開催や役職の分散化などを調整してまいりたいと思います。また今後、協働のまちづくりを推進する上では、全てを形式上の住民参画とするのではなく、必要に応じた住民参加への見直しも検討していくべきと考えます。

来年度から御嵩町第5次総合計画が始まります。町としましては、この中に、町民の自治活動を活性化して地域自治の強化を施策とする項目を設け、みんなが支え合うまちを目指します。

どうか議員の皆様も地域における防災や防犯、地域福祉、環境保全などの活動の必要性について、自治会や町民の方の理解を促し、住民自治力を強化することに御理解、御協力をいただき、真の協働のまちづくりを今後もともに進めることをお願いしまして、答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

この原稿を出すに当たりまして、この締め切りが2月24日だったわけですがけれども、その翌日の2月25日に、実は今言われました第5次総合計画の第6回目の審議会がございまして、その席で、くしくも自治会の話が話題になったわけではないですがけれども、委員の皆様からのお言葉の中で、3名の方が、本当に自治会がこれからどうなっていくんだろう。役員のなり手がいないし、若い人がいないし、若い人がなかなか入らないしというような話が本当に同時に聞かれまして、この問題の深さといいますか、そういったものを感じました。

第5次総合計画の中でも、協働のまちへということで「協働」という言葉が大変使われるわけですし、今御答弁の中で、真の協働のまちづくりを進めると。5次総合計画の中で自治会活動も一層活発にして、みんなが支え合うまちづくりを進めるとということなんですけれども、今回、民生部長が御答弁をくださったわけですが、これは民生部局だけの問題ではないと考えております。御嵩町にお住まいの職員の方なら、どの方も多分実感していらっしゃると思うんですけれども、自治会の役のなり手不足だとか、負担だとか、そういったいろいろな課題を横断的に庁舎の中で情報を共有し合う場、そういったことが今のところできているのか、そういったことはまず可能であるのかということのを再質問として1点お伺いしたいと思います。

今ですけれども、保険長寿課のほうで災害時避難行動要支援者個別支援プランというのを作成していただいている、自治会に説明に行っていると思うんですが、例えばそういう場を捉えて、地域の自治会の皆さんの声をお聞きして、そこから課題をつかみ取って、それを全庁的な課題として情報共有する、例えばそういったこと。それから、これから空き家の問題とかいろいろ出てきて自治会に出向かれる機会も多いかと思いますが、ほかの部署の方でも自治会に出向いて行って、住民の声を聞き、そしてその情報を共有していただく。何とか支援体制というものをつくっていただきたいということをお願いしたいんですが、まず再質問として、そういった全庁的な課題として情報が共有できる場をつくっていただけるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

ただいまの再質問に対しましてですが、先ほど申しましたように住民環境課のふれあいの窓口が自治会の担当窓口となっております、いろんなお話をそちらのふれあいのほうで承りま

した内容につきましては各課へ流しまして、情報の共有は一応その場ではできてはおります。
また、町の職員が自治会のほうへ出向きましていろんな情報を得るわけなんですけれども、担当同士、私が担当以外だから知らないというようなことは全くございませんでして、その都度、関係する部署のほうに伝えておるといような、そういった形で役場の中もある程度の情報共有はできておりますので、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

最後に1点ですが、質問ではなくて、長野県の阿智村というところですけども、ここでは役場職員が自治会の事務局を担っているということが住民自治の本の中で紹介してありました。これは専任ではなくて、仕事の傍ら、自分の居住地の自治会事務局を通常事務にプラスして担っているということで、阿智村では行政と住民が対等ではなくて、住民が主体の行政であると。住民の自主的な活動を行政が支えることが協働であるという認識のもとで、住民が自治の主体者として参加するよう、役場の職員がいつも呼びかけていたり、支援したりしているというようにやっているそうですので、最後にこのことを紹介して、ぜひこれからの自治会がこれ以上崩壊しないようにするためにも、役場の職員の皆様の熱意だとか、そういったことを共有していこうという思いが進むだけでも随分と違ってくるのではないかと思いますので、そのことをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、町長の施政方針に対する質問を行います。

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

最後になりましたが、町長の施政方針に対する質問をさせていただきます。

昨日もテレビの報道で御嵩の亜炭鉱廃坑、室長が登場しておりまして、御嵩町の亜炭鉱廃坑問題は、本当にこの東海地区ではいつも一番話題に上げられている課題であります。そうした中で、今回、亜炭鉱廃坑対策について、町長の施政方針の中で少し気になることがありましたので、特に特定鉱害復旧事業に係る基金の減少というように取り上げまして質問させていただきたいと思います。

亜炭鉱廃坑の陥没被害を予防するための地下充填事業が平成28年度に最終年度を迎え、予防

対策モデル事業として大きな成果を上げていることは言うまでもありません。施政方針にあります、今後も新たな予防対策事業の取り組みへと進めるよう努めていきたいという町長の方針については、モデル事業を足がかりとして、我々御嵩町議会としても、町長と一丸となって、さらに予防対策事業の継続を国・県などの関係機関へ働きかけていかなければならないことは、私たち議員全員が承知しているところと考えております。

しかし、施政方針の中で、特定鉱害復旧事業について町長が一言も触れておられないのが、私としては一つ物足りなさを禁じ得ません。時限立法であった臨時石炭鉱害復旧法、いわゆる臨鉱法が平成14年度末をもって廃止され、その後、特定鉱害復旧事業として国及び県の出資による約5億円の基金をもとに、これまで新エネルギー産業技術総合開発機構、NEDOと言われますが、NEDOが担ってきた業務を財団法人岐阜県産業経済振興センターが引き継ぎ、現在に至っています。それに移行後、数年は御嵩町では大きな陥没事故もなく、復旧事業は粛々と進められてきました。

しかし、皆さんも記憶に新しいと思いますが、平成19年9月に比衣地区において畑地を含む民家1棟、この事件については、報道でかなりセンセーショナルな報道をされた事件でございました。それからそれに続いて、平成21年には中地区長瀬洞の町道及び農地、平成22年には比衣地区に隣接する顔戸地区で民家5棟が亜炭鉱廃坑の陥没により大きな被害を受け、その復旧工事に基金の大半を使ってしまった状況にあることは周知のことだろうと思っております。

ここ数年は、約44億円にも上る復興予算関連の予防対策モデル事業に多くの注目が集まる中であっても、特定鉱害復旧事業の基金が年々減少していく現実に、誰よりも町長自身が大きな危機感を持っておられることは承知いたしております。

現在の基金残高は2億5,000万弱と推測しますが、このような状況の中で、顔戸地区のような民家を巻き込んだ大きな陥没事故や人命が損なわれるような重大な事故が起きたとき、たちまち2億5,000万程度の基金は枯渇してしまうことは、容易に想像できることではないでしょうか。

私は、先日、皆さんも見たことがあると思いますけど、「御嵩の亜炭鉱」という本を読み直してみました。その中で著者であるひろたみを氏が興味深い感想を述べておられます。平成8年の町長の襲撃事件、平成9年の住民投票から4年たったころ、氏が取材の中でのことであったようですが、ここで一部紹介させていただきます。

衝撃的な町長襲撃事件や産業廃棄物処分場の建設問題で全国に先駆けて住民投票を行ってきた町のはずなのに、そのような暴力事件のにおいや、産廃問題で対立したような名残を感じさせるものが何も残っていないのが不思議であった。住民投票から4年が過ぎていても、この種の事件や問題を経験してきた町には、そのにおいや名残、あるいはその手の看板やチラシなど

がどこかにあると思っていたが、ここ御嵩町では全く見当たらないのがちょっと不思議であった。既に事が決着を見ているかのように、人々の態度も端然としていた。私はひろた氏が、この「端然」という言葉を、何事もなかったようにきちんとして礼儀正しい様子といういい意味で使われたと解釈しておりますが、読まれた方は、多少ニュアンスが違う思いをしておられる方もあるかもしれませんが、さらにひろた氏は、亜炭の問題についても、御嵩町民の中にその端然さを感じて戸惑ったとしておられます。年に何回もつぼ抜けと言われる陥没が起こるところに住んでいながら、案外平気な顔をして暮らしているのが不思議であるというようなことも言っておられます。

何人か住民に問いかけてみたが、「心配しても仕方がないから」「自分のところは心配はない」「もし事故があっても直してくれるから」というように、どうにも切迫感が感じられなかった。彼は何か役に立ちたいという興味もあって引き受けた仕事であったが、ひとり相撲になりそうで気が抜けたと。御嵩町の町民は案外のんびりして、ちょっと肩透かしを食ったような感じがあったというようなことを書いておられます。

私も、職員であった数年前にひろた氏と同じような感想を耳にしたことがあります。長瀬洞の陥没事故現場の取材に来ていた報道関係者が、現場のこんな近くに住む人たちなのに、危機感、悲壮感が余り感じられませんか、不思議ですねと言ったことを記憶しております。

臨鉱法から特定鉱害復旧事業に移行し、その復旧財源となる貴重な基金を使い果たし、近い将来に復旧事業ができなくなっても、私たち御嵩町民はひろた氏が感じた端然とした態度でいられるでしょうか。危機感や切迫感にとらわれることなく、端然とした気持ちで暮らしていけるのでしょうか。

そこで質問させていただきます。私たち御嵩町民が抱える亜炭鉱廃坑問題について、端然とした態度で心穏やかに暮らしていくよりどころとなるものは、もし事故があっても直してくれるからという安心感からではないでしょうか。このように、御嵩町民にとってなくてはならない大切な基金の減少、その先の基金の消滅という最悪の事態を想定し、例えば原資の減少部分、かなり減っております。その部分の積み増し、これが適当な方法かどうかわかりませんが、そんなものにつながるような方策について何かお考えがあるか、お聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

安藤信治議員の施政方針に対しての質問にお答えをさせていただきます。

私は冷静です。導火線が短いと、表現を使うならそういうところが非常に多いとは思いますが

けれど、少なくともそういう場合でも冷静です。怒れば怒るほど冷静になるという体質かなと思っております。そんな中で、事の本質というものはしっかりと見ていかなければいけないと。

岐阜県の古田知事とほぼ同じ言葉を同じ時期に使ったと。やっぱり不思議なもんだなと思いましたが、モデル事業の予算が計上された時点で知事とお話をしておりました。この問題は済んだよねという話をしました。全く同じことを古田知事がおっしゃいました。それは、知事の仕事、町長の仕事というのは、その時点で終わったと。次だよねという話なんですね。だから、それぞれの役割がありますので、何をその段階でやっていくかについては、それぞれがそれぞれの立場で考えていくことだと思います。それが、古田知事と同じスタンスで私が物事を考えていることができているという確認にもつながりました。そういう意味では、私自身は、特定鉱害復旧基金については懸念を常に申し上げているところであります。

私、本当は国語的とか文学的に言えば、この基金は「町民のよりどころ」という表現が正しいのかもしれませんが、あえて私自身は「よすが」という日本語を使って説明をさせていただく。安藤議員も今、この基金があるから端然とと解釈をされましたけれど、安藤議員の解釈はひろたさんよりも、また柳川さんよりも正しいと私は思っております。

基金の枯渇問題については、改めて施政方針で述べるまでもなく当たり前のことでして、これはモデル事業が開始されたときも、ずうっと常に1年を通して、基金については私自身は要望してきております。かなりの要望回数になるかと思えます。ただ、なかなか形にして残ってはおりませんのでわかりづらいのかもしれませんが、あらゆるところでの発言をしつつ、例えば27年10月20日、これは岐阜県の町村会でありますけれど、その場で町村会から要望を出すわけでありますけれど、町村会という意味でいけば御嵩町1町だけの問題でありますけれど、その要望事項の重点要望という中に、9つある中の8番目に御嵩の亜炭鉱廃坑対策の拡充として特定鉱害復旧事業制度の拡充、これは頭に持ってきた要望となっております。

この内容については、国において大規模被害の復旧により大幅に原資が減少している特定鉱害復旧事業等基金の補填及び積み増しを早急に実施し、恒久的な復旧対策を確立することということで、基金の減少に対しての理解を求め、なおかつ安定した基金の運営を図っていただければいけないという立場で、21人の岐阜県の町村長の中で認めていただいて、重点項目として述べております。

また、自民党岐阜県連に対しての要望が、やはり同じように同じ時期にされております。県の当初予算編成に関する要望書というものを岐阜県自民党の県連がお出しになりますので、その際にも御嵩町としては、最重点として、このモデル事業よりもむしろ基金の減少に対しての提言、並びに要望をさせていただいたと、そういう現状であります。

御懸念の、おおむね5億円から始まった基金が目減りしていると。本来は基金ですので、原

資を減らしてはいけないというようなルールで始まっておりました。少なくとも約5億円の原資があれば、その果実、金利で運用をなささいというのが本来の基金の目的でありましたけれど、今マイナス金利なんて言われておりますけれど、金利はほとんどつかないという状態なので、金利ではとても賄い切れないと。5億円の設定がされた際には、被害の額が御嵩町、中津川市、瑞浪市、可児市と、それら10年間のトータルを平均するとちょうど金利分と見合うという計算がなされておりましたので、結果的には、金利が下がることによって5億円の原資に手をつけたと。これは全国でその現象が起きておりますので、基本的な使えば減るということになります。

現在の基金残高は2億5,400万円と、現段階ではなっております。ちなみに先ほど安藤議員がおっしゃいました大きな落盤事故がありました復旧に要した金額は2億5,000万ほどでありました。今後、同じ規模の落盤が起きれば完全に枯渇するということになるかと思えます。

ただ、何とかしてくれただけでは、今要望というのはなかなかものにならないと。捕まえに行くにはどうしたらいいかと。これはモデル事業でも同じようなことでありましたが、少なくともこちらから具体的な提案をしていくことが大切ではないかと思っております。具体的といえば、例えば基金の残額が70%、80%目減りした時点でどれだけかを積み増してくれるような制度、全額使い果たしてマイナスになったような場合はどう補填するのかという制度、つまり制度をつくってもらわない限り、これは全国にある基金制度ですので、全国に対して通用する制度にしなければならない。運がよかったというか、非常にありがたかったのは、少なくともモデル事業では、最終的な答えは御嵩町をモデルにできるような、御嵩町が手を挙げれば御嵩町が認められるような制度があったからできたことであります。そういう意味では、制度というものがないと、この基金の積み増しということはできないということは明らかですので、その制度を改正していただくということで取り組まなければ、具体的なものにはなっていないというふうに感じております。

我々も行政としてそうした提案をしていきますけれども、ぜひ安藤議員、議会としても、どのような制度にするかは別として、積み増すべき制度、できる制度というものを取り組んでいただけるようなまず人間関係も必要だと思いますので、その点についてのしっかりとした行動をしていただけたら幸いに思います。

ただ、私自身が気になっておりますのは、この基金は3市1町で使うことのできる基金であります。今、基金が目減りしていることを大変懸念しているのは、岐阜県内の3市はほとんど問題にはおられないんですけれど、御嵩町だけがこういうことをやっておりますので、少なくとも、今後、可児、瑞浪、中津川と3市の首長にもそうした思いを伝えながら、何とか連合体を組めるといいのかなということは思っております。

私自身、5年前、東日本大震災発生5カ月後に現地視察でいろいろ勉強しましたので、わかったことをお伝えしておきます。

くしくもあさってが3月11日でありますけれど、私の視察の内容は、むしろ津波の被害、影響はほとんど見る必要がないと思っておりました。御嵩町の場合は津波はありませんので、ただ、東北のあの3県には亜炭鉱廃坑がやはりあります。きのうもテレビの中でやっておりましたけれど、とにかく内陸部の亜炭鉱廃坑の存在している自治体を訪れて、どのような状況であったかをしっかりと見させていただきました。

経産省、NEDOの発表ですと、その際の落盤は約250カ所ぐらいだったと思います。これはインターネットで出ておりましたので確認をしておりましたが、ただ、私が訪れる震災後5カ月後ということになるんですが、数が一つもふえていないというのが異常だと私自身も思いました。これは自分の足で稼ぐより仕方がないなということから、現地へ行かせていただいたということになります。

結果的には、視察後、推計でありますけれど、その倍以上は落盤したと思われま。当然大きな余震もありますので、本震でダメージを受けた亜炭空洞が、余震でまた落盤を発生させるということもあったのではないかと推察していますので、基本的には、数は公式発表とは雲泥の差があるという感想を持って帰ってまいりました。

ただ、幸いといいますか、東日本大震災の発災した地域の3県の亜炭鉱廃坑というのは、ほとんどが農地であるとか、山林、林野であったと。これは住民の方々には幸いだったかなと思いますけど、やはり民家の建っている地下も落ちている。きのうテレビでやったところも私見てきた記憶がありますので、ああいう現象が起きています。ただ、少なくとも、早く目に見えないようにしたいというのが人間の考えることですので、そのまま穴が残っているような状態はやはり農地と山林ぐらいで、宅地については残っていなかった。ただ、被害が、そういう意味では早く目視できないような状態にできたということは、家屋が倒壊したような事例はなかったということも想定ができるかと思しますので、そういう意味では、御嵩町のほうが大震災が発災した場合には被害が大きいのかもしないということもその時点で覚悟をいたしました。

御嵩の亜炭について、まだ私、読み返してはおりませんけれど、最初は全て読みましたし、先ほどもちょっと確認をしてきました。文中にある「端然」という言葉でありますけれど、安藤議員の分析が正しいと思います。ひろたみをさんは、御嵩とはどういう縁があったのかはよくわかりませんが、後の柳川町長の対談で、端然という言葉については、逆にちょっと嫌みも含まれているねというような、そんなことをおっしゃっているようでもありますけれど、少なくともお2人は御嵩町で生まれ育ったわけではありませんし、人生のついでを迎える方ではありません。そういう意味では、客観的に物が見られるんだけれど、御嵩の住民の気持ちは余り

わからないといっても仕方がないなということは思います。

そんな中で、この「端然」という言葉を私は意識したわけではありませんけれど、昨年60周年記念事業を行いました。そこでの式辞の中で、私はわかりやすい言葉で「御嵩の底力」という言葉を使わせていただきました。御嵩はやる気になったら底力を発揮しますよと。常平生は何もなかったように、また何か1つハードルを越えれば何でもなかったようにしているけれど、御嵩が本気になったら底力を発揮しますよと。多分、ひろたさんや柳川さんはその底力が見えない状態だったのではないのかなと。この底力は、私は住民に対して信頼をしておりますので、万が一のことが起きれば、御嵩町民は必ずやふだんには見えない底力を発揮していただけたらと思っています。

視察に訪れまして、宮城県庁へも行かせていただきました。これは基金の管理をしておみえになると。宮城県庁が管理しておられた基金は、もう既に2,000万ほどでありました。そこでの説明を聞いた際に、ちょっと安堵したのが、震災によって発生した落盤については、災害用の財源で復旧させることができた。したがって、2,000万円台になっている基金は、使わなくてもよかったという話をお聞きしましたので、大震災が発災した場合には、また別の財源を当て込むことができるということが1つわかりました。これは御嵩にとっては大変重要なことでもありますので、あとは平常時に落盤したときに、財源として必要な額が用意できるかどうかという問題だということも感想として持ちつつ帰ってきた覚えであります。

人はいろんな事案が起きて忘れ去ってしまうようなものもたくさんありますけれど、防災コミュニティ建設の際にも説明をさせていただきましたけれど、やはり御嵩町は落盤が起きることというは大前提として考えていかなければいけない、そのとき何が必要なのかということになってくるかと思っています。乗り越えていかなければいけないわけですが、この基金は大切に使わなければいけないですけど、額が減少した場合は、とにかく上積みをしていただけるような形にしていくと。今、防災という観点からモデル事業を実施しているわけですが、震災はいつ起こるかわかりません。モデル事業終了まで待ってくれといっても多分無理な話なので、平常時としても、落盤が発生した場合には対応していくと。全く同じことでもありますけれど、財源等々については全く別物ですので、別物として考えていきたいということを思っております。

別物でありつつ、ワンセットで同じところに要望を出していくわけですので、同じような形での要望活動になるのは当然のことではありますが、両方どちらが大事というわけではなく、両方とも御嵩町にとっては「よすが」でありますので、ぜひその点を意識しながらことしも頑張っていきたいと考えております。

議会の皆さんも、モデル事業も含めて、この基金についても問題提起をしていただきまして、

折あるごとにいろんな方に説明をしていただきながら取り組んでいただけたらありがたいなと思っておりますので、その点をお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[2 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

2 番 安藤信治君。

2 番（安藤信治君）

町長、大変御丁寧な御答弁をありがとうございました。

町長も言われておりました御嵩の底力、私も信じております。しかし、やはり目減りの現実というのは、底力だけでは不可能かなというふうな感を持っております。

さきの「端然」という言葉ですけど、町長も感じておられると思うんですけど、僕はいい意味で解釈したわけですけど、中にはやっぱり自虐的な部分、自分でやって自分に降りかかった火の粉だというような思いで自虐的な思いがある方も見えるそうです。御嵩の方はそういう方が多いというような感じを受けております。そんなふうで「御嵩の亜炭鉱」を読みました。その感想も交えて町長に御答弁いただいたわけですけど、ありがとうございました。

現在、置かれています地下充填モデル事業に注目が確かに集まっています。町長も思っております。これは本当に全国的に初めて事業ですので、御嵩の誇れる事業だと思っております。

町民の心のよりどころ、町長は「よすが」と言われたんですけど、そういった特定鉱害復旧事業の基金の減少問題、モデル事業と同様に重要な課題である。そういうことでワンセットで、これから町長、我々議会も一丸となって取り組まなければならない課題だと思っております。

基金の減少問題は、多少町長も触れられましたが、可児市、瑞浪市、中津川市にもかかわる大変デリケートな状況にあると思います、温度差がかなり違っているということも皆さんお気づきのことと思いますが、御嵩の町民がいつまでも安心して暮らせるよう、私も議員の一員として真剣に取り組む覚悟でおりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、安藤信治君の町長の施政方針に対する質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす3月10日の午前9時より開会いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時00分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

